

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力災害対策特別措置法第7条（原子力事業者防災業務計画）に基づき、「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要否を検討した結果、以下のとおり修正を実施します。

1. 主な修正内容

（1）関係法令改定による修正

- 災害対策基本法関連法令改正に伴う「こども家庭庁」の追加
- 原子力災害対策指針等の改正に伴い引用条文の修正

（2）原子力規制庁からの指導及び要請に基づく修正

a. 原子力災害医療活動の記載充実に伴う修正

原子力規制庁の指導を受け、当社および原子力安全研究協会で管理している医療資機材、並びに原子力安全研究協会の業務範囲を追記。

b. 可搬型設備（消防車及び電源車）の記載の統一に伴う修正

原子力規制庁の指導を受け、可搬型設備（消防車及び電源車）の数量は必要数のみならず予備数も記載。併せて資機材の保管場所図を修正。

c. 通報文への測定地震動の追記

原子力規制庁の要請を受け、警戒事象等の通報連絡の様式にトリップ設定値を追記するとともに、地震加速度を記載できる様式に修正。

2. スケジュール（予定）

- 1月19日頃：修正協議申入れ
- 3月19日頃：協議終了
- 3月29日頃：修正及び届出（要旨公表）

以上

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表 (案)

修正前	修正後	備 考
<p data-bbox="498 552 923 724">志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="602 1360 810 1398">令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月</p> <p data-bbox="566 1493 845 1530">北陸電力株式会社</p>	<p data-bbox="1629 552 2053 724">志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1733 1360 1941 1398">令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月</p> <p data-bbox="1697 1493 1976 1530">北陸電力株式会社</p>	<p data-bbox="2421 1360 2605 1398">改定年月の変更</p>

現 行			修正後			備 考
修正履歴			修正履歴			修正理由を追記
修正番号	年 月 日	内 容	修正番号	年 月 日	内 容	
—	H 1 2 . 6 . 1 6	施行	—	H 1 2 . 6 . 1 6	施行	
1	H 1 3 . 5 . 2 9	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	1	H 1 3 . 5 . 2 9	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	
2	H 1 4 . 9 . 4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機 関再編等に伴う修正	2	H 1 4 . 9 . 4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機 関再編等に伴う修正	
3	H 1 6 . 8 . 2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	3	H 1 6 . 8 . 2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	
4	H 1 8 . 3 . 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関 再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に 伴う修正	4	H 1 8 . 3 . 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関 再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に 伴う修正	
5	H 1 9 . 3 . 1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H 1 9 . 3 . 1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	
6	H 2 0 . 3 . 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H 2 0 . 3 . 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	
7	H 2 1 . 2 . 2 7	記載の適正化に係る修正	7	H 2 1 . 2 . 2 7	記載の適正化に係る修正	
8	H 2 2 . 3 . 1 5	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の 常時伝送化に伴う修正	8	H 2 2 . 3 . 1 5	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の 常時伝送化に伴う修正	
9	H 2 5 . 3 . 1 8	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H 2 5 . 3 . 1 8	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	
10	H 2 5 . 1 2 . 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	10	H 2 5 . 1 2 . 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	
11	H 2 6 . 1 0 . 2 2	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	11	H 2 6 . 1 0 . 2 2	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	
12	H 2 8 . 4 . 1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	12	H 2 8 . 4 . 1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	
13	H 2 9 . 3 . 3 1	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	13	H 2 9 . 3 . 3 1	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	
14	H 2 9 . 1 0 . 3 0	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	14	H 2 9 . 1 0 . 3 0	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	
15	H 3 1 . 3 . 3 1	社内組織改編等に伴う修正	15	H 3 1 . 3 . 3 1	社内組織改編等に伴う修正	
16	R 2 . 4 . 1	発送電分離等に伴う修正	16	R 2 . 4 . 1	発送電分離等に伴う修正	
17	R 2 . 8 . 2 1	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	17	R 2 . 8 . 2 1	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	
18	R 4 . 3 . 1 5	緊急時対策支援システム（ERSS）の伝送項目の 追加等に伴う修正	18	R 4 . 3 . 1 5	緊急時対策支援システム（ERSS）の伝送項目の 追加等に伴う修正	
19	R 5 . 3 . 1 5	原子力災害医療体制の記載充実等に係る修正	19	R 5 . 3 . 1 5	原子力災害医療体制の記載充実等に係る修正	
			20	R 6 . 3 . XX	原子力災害医療活動の記載充実等に係る修正	

現 行	修正後	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総則 第2節 定義 [略]</p> <p>19. 指定行政機関 災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第4節 原子力災害対策で使用する資料の整備</p> <p>原子力防災管理者及び原子力部長は、別表－8に定める原子力災害対策で使用する資料を次のとおり整備する。</p> <p>1. 発電所 原子力防災管理者は、別表－8に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>2. 本店及び原子力本部 原子力防災管理者は、原子力部長に別表－8に定める資料を送付し、原子力部長は、これらの資料を総本部室用として本店及び原子力本部（代替場所含む。）に備え付ける。</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力防災管理者は、原子力部長に別表－8に定める資料のうち原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料を送付し、原子力部長は、これらの資料を原子力事業所災害対策支援拠点用として原子力本部に備え付ける。</p> <p>4. 原子力規制庁緊急時対応センター 原子力防災管理者は、原子力部長に別表－8に定める資料を送付し、原子力部長は、これらの資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。</p> <p>5. オフサイトセンター 原子力防災管理者は、別表－8に定める資料のうち、オフサイトセンターに備え付ける資料を原災法第12条第4項に基づき内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを石川県知事、志賀町長及び富山県知事に提出する。提出した資料の内容に変更があった場合も同様とする。 [略]</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策で使用する施設及び設備の整備、点検</p> <p>1. 緊急時対策所、本店総本部室及び原子力本部総本部室</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則 第2節 定義 [略]</p> <p>19. 指定行政機関 災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第4節 原子力災害対策で使用する資料の整備</p> <p>原子力防災管理者及び原子力部長は、別表－9に定める原子力災害対策で使用する資料を次のとおり整備する。</p> <p>1. 発電所 原子力防災管理者は、別表－9に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>2. 本店及び原子力本部 原子力防災管理者は、原子力部長に別表－9に定める資料を送付し、原子力部長は、これらの資料を総本部室用として本店及び原子力本部（代替場所含む。）に備え付ける。</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力防災管理者は、原子力部長に別表－9に定める資料のうち原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料を送付し、原子力部長は、これらの資料を原子力事業所災害対策支援拠点用として原子力本部に備え付ける。</p> <p>4. 原子力規制庁緊急時対応センター 原子力防災管理者は、原子力部長に別表－9に定める資料を送付し、原子力部長は、これらの資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。</p> <p>5. オフサイトセンター 原子力防災管理者は、別表－9に定める資料のうち、オフサイトセンターに備え付ける資料を原災法第12条第4項に基づき内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを石川県知事、志賀町長及び富山県知事に提出する。提出した資料の内容に変更があった場合も同様とする。 [略]</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策で使用する施設及び設備の整備、点検</p> <p>1. 緊急時対策所、本店総本部室及び原子力本部総本部室</p>	<p>災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部改訂に伴う変更</p> <p>別表番号の変更（以下、同じ）</p>

現 行	修正後	備 考
<p>(1) 発電所 原子力防災管理者は、別図－10及び別表－9に定める緊急時対策所並びに非常用発電機及び換気浄化設備を常に使用可能な状態に整備する。また、設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。</p> <p>(2) 本店及び原子力本部 地域共創部長は本店総本部室を、原子力部長は別表－10に定める原子力本部総本部室及びその代替場所並びに非常用発電機を常に使用可能な状態に整備する。また、設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力部長は、別図－11及び別表－11に定める原子力事業所災害対策支援拠点となる施設を使用可能な状態に整備する。</p> <p>[略]</p> <p>7. 緊急時プラント情報伝送システム (1) 原子力防災管理者は、別表－12に定める項目を別図－13に示すERS Sに伝送する緊急時プラント情報伝送システム（以下「SPDS」という。）を常に使用可能な状態に整備する。また、SPDSに不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 なお、原子力防災管理者は別表－12に定める項目について、原子力施設の状況を踏まえて十分であるか検討し、必要に応じて改修を実施する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる設備とする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、非常用電源をSPDSに供給可能な状態に整備・点検する。</p> <p>[略]</p> <p>第8節 関係機関との連携 [略]</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携 地元防災関係機関等（羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部、かほく市消防本部、高岡市消防本部、石川県警察本部、羽咋警察署、七尾警察署、輪島警察署、津幡警察署、富山県警察本部、氷見警察署、第九管区海上保安本部、第九管区海上保安本部金沢海上保安部、第九管区海上保安本部七尾海上保安部、第九管区海上保安本部伏木海上保安部、発電所周辺医療機関その他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。 また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>(1) 発電所 原子力防災管理者は、別図－10及び別表－10に定める緊急時対策所並びに非常用発電機及び換気浄化設備を常に使用可能な状態に整備する。また、設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。</p> <p>(2) 本店及び原子力本部 地域共創部長は本店総本部室を、原子力部長は別表－11に定める原子力本部総本部室及びその代替場所並びに非常用発電機を常に使用可能な状態に整備する。また、設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力部長は、別図－11及び別表－12に定める原子力事業所災害対策支援拠点となる施設を使用可能な状態に整備する。</p> <p>[略]</p> <p>7. 緊急時プラント情報伝送システム (1) 原子力防災管理者は、別表－13に定める項目を別図－13に示すERS Sに伝送する緊急時プラント情報伝送システム（以下「SPDS」という。）を常に使用可能な状態に整備する。また、SPDSに不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 なお、原子力防災管理者は別表－13に定める項目について、原子力施設の状況を踏まえて十分であるか検討し、必要に応じて改修を実施する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる設備とする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、非常用電源をSPDSに供給可能な状態に整備・点検する。</p> <p>[略]</p> <p>第8節 関係機関との連携 [略]</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携 地元防災関係機関等（羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部、かほく市消防本部、高岡市消防本部、石川県警察本部、羽咋警察署、七尾警察署、輪島警察署、津幡警察署、富山県警察本部、氷見警察署、第九管区海上保安本部、第九管区海上保安本部金沢海上保安部、第九管区海上保安本部七尾海上保安部、第九管区海上保安本部伏木海上保安部、発電所周辺医療機関その他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。 また、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から別表－8に定める資機材を維持管理するとともに、別表－15に定める公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>別表番号の変更（以下、同じ）</p> <p>原子力規制庁からの指導により 原子力災害医療活動の記載充実</p>

現 行	修正後	備 考
<p>5. 原子力緊急事態支援組織との連携</p> <p>(1) あらかじめ他の原子力事業者との間で次に掲げる運用を定めた「原子力緊急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結する。</p> <p>a. 原子力緊急事態支援組織との連携</p> <p>b. 原子力緊急事態支援組織の業務範囲</p> <p>(2) 原子力緊急事態支援組織の所在地、業務の範囲等は別表-1.3に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 原子力緊急事態支援組織とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報及び連絡</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>3. 防災体制発令時の対応</p> <p>(6) 総本部原子力班長は、次に掲げる事項を実施する原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合は、別表-1.1に定める施設の中から適切な施設を選定し設置するとともに、当該拠点に別表-7及び別表-8に定める原子力事業所災害対策支援拠点用の資機材及び資料を輸送する。</p> <p>a. 発電所への物資輸送</p> <p>b. 輸送に付随する放射線管理。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>8. 応急復旧</p> <p>(1) 施設及び設備の整備並びに点検</p> <p>発電所本部プラント班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。</p> <p>(2) 応急の復旧対策</p> <p>発電所本部緊急時即応班長及び復旧班長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、別表-1.4の業務を含めて応急復旧計画を策定し、それに基づき、復旧対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>1.4. 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>(1) 発電所本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関又は石川県から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、富山県知事その他緊急事態応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の長の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするた</p>	<p>5. 原子力緊急事態支援組織との連携</p> <p>(1) あらかじめ他の原子力事業者との間で次に掲げる運用を定めた「原子力緊急事態支援組織の運営に関する基本協定」を締結する。</p> <p>a. 原子力緊急事態支援組織との連携</p> <p>b. 原子力緊急事態支援組織の業務範囲</p> <p>(2) 原子力緊急事態支援組織の所在地、業務の範囲等は別表-1.4に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 原子力緊急事態支援組織とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報及び連絡</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>3. 防災体制発令時の対応</p> <p>(6) 総本部原子力班長は、次に掲げる事項を実施する原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合は、別表-1.2に定める施設の中から適切な施設を選定し設置するとともに、当該拠点に別表-7及び別表-9に定める原子力事業所災害対策支援拠点用の資機材及び資料を輸送する。</p> <p>a. 発電所への物資輸送</p> <p>b. 輸送に付随する放射線管理。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>8. 応急復旧</p> <p>(1) 施設及び設備の整備並びに点検</p> <p>発電所本部プラント班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。</p> <p>(2) 応急の復旧対策</p> <p>発電所本部緊急時即応班長及び復旧班長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、別表-1.6の業務を含めて応急復旧計画を策定し、それに基づき、復旧対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>1.4. 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>(1) 発電所本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関又は石川県から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、富山県知事その他緊急事態応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の長の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするた</p>	<p>別表番号の変更（以下、同じ）</p>

現 行	修正後	備 考
<p>め、別表－1.5に定めるオフサイトセンター等への要員派遣その他必要な措置を講ずる。</p> <p>a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <p>(a) オフサイトセンターの設営準備助勢</p> <p>(b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(c) 報道機関への情報提供</p> <p>(d) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応</p> <p>(e) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整</p> <p>(f) 原子力災害合同対策協議会への参加 等</p> <p>b. 緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(a) 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>(b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>(e) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応</p> <p>派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。</p> <p>また、総本部長は、原子力本部長又は原子力本部副本部長及び別表－1.6に定める災害対策班員をオフサイトセンター等に派遣する。発電所本部長の要請により、原子力本部の災害対策班員を発電所本部に派遣する。</p> <p>なお、発電所本部長は、他の原子力事業者の応援も必要とする場合は、総本部長に要請する。これを受けて、総本部長は、他の原子力事業者に直接協力を要請する。</p> <p>(2) 発電所本部長及び総本部原子力班長は、石川県又は富山県からの要請があった場合は、別表－1.7に定める原子力防災資機材等の貸与を行う。</p> <p>(3) 総本部原子力班長は、第1緊急体制発令後、原子力規制委員会からの要請があった場合は、別表－1.6に定める災害対策班員の原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣を行う。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策 第2節 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>原子力防災管理者（発電所本部が設置されている場合は発電所本部長。以下、本節において同じ。）及び原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部原子力班長。）は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、富山県知事その他原子力災害事後対策実施区域を管轄する地方公共団体の長の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－1.8に定める原子力防災要員及び別表－1.9に定める災害対策班員の派遣又は別表－2.0に定める原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>め、別表－1.7に定めるオフサイトセンター等への要員派遣その他必要な措置を講ずる。</p> <p>a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <p>(a) オフサイトセンターの設営準備助勢</p> <p>(b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(c) 報道機関への情報提供</p> <p>(d) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応</p> <p>(e) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整</p> <p>(f) 原子力災害合同対策協議会への参加 等</p> <p>b. 緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(a) 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>(b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>(e) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応</p> <p>派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。</p> <p>また、総本部長は、原子力本部長又は原子力本部副本部長及び別表－1.8に定める災害対策班員をオフサイトセンター等に派遣する。発電所本部長の要請により、原子力本部の災害対策班員を発電所本部に派遣する。</p> <p>なお、発電所本部長は、他の原子力事業者の応援も必要とする場合は、総本部長に要請する。これを受けて、総本部長は、他の原子力事業者に直接協力を要請する。</p> <p>(2) 発電所本部長及び総本部原子力班長は、石川県又は富山県からの要請があった場合は、別表－1.9に定める原子力防災資機材等の貸与を行う。</p> <p>(3) 総本部原子力班長は、第1緊急体制発令後、原子力規制委員会からの要請があった場合は、別表－1.8に定める災害対策班員の原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣を行う。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害事後対策 第2節 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>原子力防災管理者（発電所本部が設置されている場合は発電所本部長。以下、本節において同じ。）及び原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部原子力班長。）は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、富山県知事その他原子力災害事後対策実施区域を管轄する地方公共団体の長の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－2.0に定める原子力防災要員及び別表－2.1に定める災害対策班員の派遣又は別表－2.2に定める原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>別表番号の変更（以下、同じ）</p>

現 行	修正後	備 考
<p>1. 広報活動に関する事項</p> <p>(1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(2) 報道機関への情報提供</p> <p>2. 緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(1) 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>(5) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応</p> <p>派遣された原子力防災要員及び災害対策班員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。</p> <p>原子力防災管理者は、オフサイトセンターに派遣した原子力本部長又は原子力本部副本部長及び原子力防災要員と電話等により連絡を密に取り、原子力災害合同対策協議会において共有された情報を周知し、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言する。</p> <p>また、他の原子力事業者の応援も必要とする場合は、原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部長。）に要請する。これを受けて、原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部長。）は、他の原子力事業者に直接協力を要請する。</p> <p>原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部原子力班長。）は、原子力規制委員会等からの要請があった場合は、別表-1.9に定める災害対策班員の派遣を行う。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合は、原子力防災管理者及び原子力部長は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる緊急時環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について、別表-2.1に定める原子力防災要員及び災害対策班員の派遣又は資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。</p> <p>(1) 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p>	<p>1. 広報活動に関する事項</p> <p>(1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(2) 報道機関への情報提供</p> <p>2. 緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(1) 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>(5) 他の原子力事業者から派遣された要員の対応</p> <p>派遣された原子力防災要員及び災害対策班員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。</p> <p>原子力防災管理者は、オフサイトセンターに派遣した原子力本部長又は原子力本部副本部長及び原子力防災要員と電話等により連絡を密に取り、原子力災害合同対策協議会において共有された情報を周知し、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言する。</p> <p>また、他の原子力事業者の応援も必要とする場合は、原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部長。）に要請する。これを受けて、原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部長。）は、他の原子力事業者に直接協力を要請する。</p> <p>原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部原子力班長。）は、原子力規制委員会等からの要請があった場合は、別表-2.1に定める災害対策班員の派遣を行う。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合は、原子力防災管理者及び原子力部長は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる緊急時環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について、別表-2.3に定める原子力防災要員及び災害対策班員の派遣又は資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。</p> <p>(1) 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p>	<p>別表番号の変更（以下、同じ）</p>

現 行	修正後	備 考
<p>ただし、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。</p> <p>第2節 附則</p> <p>本計画は、令和<u>令和5年3月15日</u>から施行する。</p>	<p>ただし、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。</p> <p>第2節 附則</p> <p>本計画は、<u>令和6年3月XX日</u>から施行する。</p>	<p>施行日の変更</p>

修正前	修正後	備 考
<p data-bbox="557 594 851 638">志賀原子力発電所</p> <p data-bbox="448 730 961 774">原子力事業者防災業務計画 別冊</p>	<p data-bbox="1697 594 1991 638">志賀原子力発電所</p> <p data-bbox="1587 730 2101 774">原子力事業者防災業務計画 別冊</p>	

修正前	修正後	備 考
<p>図表様式集</p> <p>別図－1 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数 …………… 1</p> <p>別図－2 災害対策組織の業務分掌及び班員数 …………… 2</p> <p>別図－3 原災法第10条第1項に基づく通報（初回）の連絡経路 …………… 3</p> <p>別図－4 原災法第10条第1項の通報（初回）後の連絡経路 …………… 5</p> <p>別図－5 防災体制発令後の社内体制及び指令情報伝達経路 …………… 7</p> <p>別図－6 原子力防災要員の非常召集連絡経路 …………… 9</p> <p>別図－7 本店及び原子力本部の防災体制発令と災害対策班員の非常召集連絡経路 1 0</p> <p>別図－8 放射線測定設備及び気象観測設備 …………… 1 1</p> <p>別図－9 原子力防災資機材以外の資機材の保管場所 …………… 1 2</p> <p>別図－10 緊急時対策所の設置場所 …………… 1 3</p> <p>別図－11 各拠点位置図 …………… 1 4</p> <p>別図－12 発電所敷地内の避難集合場所 …………… 1 5</p> <p>別図－13 統合原子力防災ネットワーク接続機器 …………… 1 6</p> <p>別表－1 警戒事態に該当する事象（警戒体制発令基準） …………… 1 7</p> <p>別表－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（第1緊急体制発令基準） …… 2 3</p> <p>別表－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（第2緊急体制発令基準） 3 2</p> <p>別表－4 原子力防災業務内容と要員配置 …………… 4 0</p> <p>別表－5 原子力防災管理者の代行順位 …………… 4 1</p> <p>別表－6 原子力防災資機材 …………… 4 2</p> <p>別表－7 原子力防災資機材以外の資機材 …………… 4 4</p> <p>別表－<u>8</u> 原子力災害対策で使用する資料 …………… <u>4 8</u></p> <p>別表－<u>9</u> 緊急時対策所 …………… <u>4 9</u></p> <p>別表－<u>10</u> 原子力本部総本部室 …………… <u>5 0</u></p> <p>別表－<u>11</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 …………… <u>5 1</u></p> <p>別表－<u>12</u> E R S S 伝送項目 …………… <u>5 3</u></p> <p>別表－<u>13</u> 原子力緊急事態支援組織 …………… <u>5 5</u></p> <p>別表－<u>14</u> 原子力防災組織業務の一部を委託するもの …………… <u>5 7</u></p> <p>別表－<u>15</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣 …………… <u>5 8</u></p> <p>別表－<u>16</u> 緊急事態応急対策における災害対策班員の派遣 …………… <u>5 9</u></p>	<p>図表様式集</p> <p>別図－1 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数…………… 1</p> <p>別図－2 災害対策組織の業務分掌及び班員数…………… 2</p> <p>別図－3 原災法第10条第1項に基づく通報（初回）の連絡経路…………… 3</p> <p>別図－4 原災法第10条第1項の通報（初回）後の連絡経路 …………… 5</p> <p>別図－5 防災体制発令後の社内体制及び指令情報伝達経路 …………… 7</p> <p>別図－6 原子力防災要員の非常召集連絡経路 …………… 9</p> <p>別図－7 本店及び原子力本部の防災体制発令と災害対策班員の非常召集連絡経路 1 0</p> <p>別図－8 放射線測定設備及び気象観測設備 …………… 1 1</p> <p>別図－9 原子力防災資機材以外の資機材の保管場所 …………… 1 2</p> <p>別図－10 緊急時対策所の設置場所 …………… 1 3</p> <p>別図－11 各拠点位置図 …………… 1 4</p> <p>別図－12 発電所敷地内の避難集合場所 …………… 1 5</p> <p>別図－13 統合原子力防災ネットワーク接続機器 …………… 1 6</p> <p>別表－1 警戒事態に該当する事象（警戒体制発令基準） …………… 1 7</p> <p>別表－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（第1緊急体制発令基準） …… 2 3</p> <p>別表－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（第2緊急体制発令基準） 3 2</p> <p>別表－4 原子力防災業務内容と要員配置 …………… 4 0</p> <p>別表－5 原子力防災管理者の代行順位 …………… 4 1</p> <p>別表－6 原子力防災資機材 …………… 4 2</p> <p>別表－7 原子力防災資機材以外の資機材 …………… 4 4</p> <p><u>別表－8 医療関連資機材 …………… 4 8</u></p> <p>別表－<u>9</u> 原子力災害対策で使用する資料 …………… <u>4 9</u></p> <p>別表－<u>10</u> 緊急時対策所 …………… <u>5 0</u></p> <p>別表－<u>11</u> 原子力本部総本部室 …………… <u>5 1</u></p> <p>別表－<u>12</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補 …………… <u>5 2</u></p> <p>別表－<u>13</u> E R S S 伝送項目 …………… <u>5 4</u></p> <p>別表－<u>14</u> 原子力緊急事態支援組織 …………… <u>5 6</u></p> <p><u>別表－15 原子力安全研究協会 …………… 5 8</u></p> <p>別表－<u>16</u> 原子力防災組織業務の一部を委託するもの …………… <u>5 9</u></p> <p>別表－<u>17</u> 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣 …………… <u>6 0</u></p> <p>別表－<u>18</u> 緊急事態応急対策における災害対策班員の派遣 …………… <u>6 1</u></p>	<p>原子力規制庁からの指導により 原子力災害医療活動の記載充実 別表番号とページ番号の変更 (以下、同じ)</p> <p>原子力規制庁からの指導により 原子力災害医療活動の記載充実</p>

修正前	修正後	備 考
別表－ 1.7 緊急事態応急対策において貸与する原子力防災資機材等 …… 6.0 別表－ 1.8 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣 …… 6.1 別表－ 1.9 原子力災害事後対策における災害対策班員の派遣 …… 6.2 別表－ 2.0 原子力災害事後対策において貸与する原子力防災資機材等 …… 6.3 別表－ 2.1 他の原子力事業者への原子力防災要員及び災害対策班員の派遣並びに資機材の貸与 6.4 別表－ 2.2 各障壁の喪失又は喪失のおそれの判断基準… 6.5 別表－ 2.3 安全機器等一覧 …… 6.6	別表－ 1.9 緊急事態応急対策において貸与する原子力防災資機材等 …… 6.2 別表－ 2.0 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣 …… 6.3 別表－ 2.1 原子力災害事後対策における災害対策班員の派遣 …… 6.4 別表－ 2.2 原子力災害事後対策において貸与する原子力防災資機材等 …… 6.5 別表－ 2.3 他の原子力事業者への原子力防災要員及び災害対策班員の派遣並びに資機材の貸与 6.6 別表－ 2.4 各障壁の喪失又は喪失のおそれの判断基準… 6.7 別表－ 2.5 安全機器等一覧 …… 6.8	別表番号とページ番号の変更 (以下, 同じ)
様式1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 …… 6.8 様式2 原子力防災要員現況届出書 …… 6.9 様式3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 …… 7.0 様式4 放射線測定設備現況届出書 …… 7.1 様式5 原子力防災資機材現況届出書 …… 7.2 様式6 防災訓練実施結果報告書 …… 7.3 様式7 警戒事態該当事象発生連絡 …… 7.4 様式8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 …… 7.5 様式9 特定事象発生通報(原子炉施設) …… 7.6 様式10 特定事象発生通報(事業所外運搬) …… 7.7 様式11 応急措置の概要(原子炉施設) …… 7.8 様式12 応急措置の概要(事業所外運搬) …… 8.0	様式1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書 …… 7.0 様式2 原子力防災要員現況届出書 …… 7.1 様式3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書 …… 7.2 様式4 放射線測定設備現況届出書 …… 7.3 様式5 原子力防災資機材現況届出書 …… 7.4 様式6 防災訓練実施結果報告書 …… 7.5 様式7 警戒事態該当事象発生連絡 …… 7.6 様式8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 …… 7.7 様式9 特定事象発生通報(原子炉施設) …… 7.8 様式10 特定事象発生通報(事業所外運搬) …… 7.9 様式11 応急措置の概要(原子炉施設) …… 8.0 様式12 応急措置の概要(事業所外運搬) …… 8.2	
参考 緊急時活動レベル(EAL)基準整理表 …… 8.2	参考 緊急時活動レベル(EAL)基準整理表 …… 8.4	

修正前	修正後	備考
<p>別図-9 原子力防災資機材以外の資機材の保管場所</p>	<p>別図-9 原子力防災資機材以外の資機材の保管場所</p>	
		<p>記載の適正化 (運用の見直しによる消防車の保管場所変更, 防災資機材以外の資機材に高圧電源車を追加に伴う保管場所の追加)</p>

別表一 1 警戒事態に該当する事象 (警戒体制発令基準) (2/6)

区分	番号/略称	連絡すべき事象 (警戒事態に該当する事象)	解説
冷やす	AL21*1/ 原子炉冷却材の漏えい	指針1 警戒事態を判断する EAL② 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいがあり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」の場合をいう。 「保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)」で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいがあり、定められた時間内に定められた措置を実施できない」とは、保安規定第31条の運転上の制限値(不明確な箇所からの漏えい率が0.23m³/h以下であることを満足できず、要求される措置を規定時間内に完了できなかった場合をいう。 「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいと判断した場合若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉格納容器圧力が非常用炉心冷却装置(高圧系)の作動圧力(13.7kPa)まで上昇又は原子炉水位が非常用炉心冷却装置の作動水位(1号機:L2(-94.3mm)、2号機:L1.5(-2,040mm))まで低下した場合をいう。 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」の場合をいう。 「全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系が使用できない場合をいう。(原子炉隔離時冷却系の起動は含まない。) 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」の場合をいう。 「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態となった場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①復水器真空度が-28.8kPaまで悪化 ②同一の主蒸気管の内外2つの主蒸気隔離弁を両方とも開できるラインが1つもなく、かつ内外2つの主蒸気ドレン弁を両方とも開できない状態 ③「残留熱を除去する機能が一部が喪失」とは、以下のモードを全て使用できる残留熱除去系(代替原子炉補機冷却系*)を使用する場合を含む。)が1系列のみとなった場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①停止時冷却モード ②サブレーションアップ冷却モード ③格納容器スプレイモード
	AL22*1/ 原子炉給水機能の喪失	指針1 警戒事態を判断する EAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。	
	AL23*1/ 原子炉除熱機能の一部喪失	指針1 警戒事態を判断する EAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。	

修正前

修正後

別表一 1 警戒事態に該当する事象 (警戒体制発令基準) (2/6)

区分	番号/略称	連絡すべき事象 (警戒事態に該当する事象)	解説
冷やす	AL21*1/ 原子炉冷却材の漏えい	指針1 警戒事態を判断する EAL② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいがあり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」の場合をいう。 「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいがあり、定められた時間内に定められた措置を実施できない」とは、保安規定第31条の運転上の制限値(不明確な箇所からの漏えい率が0.23m³/h以下であることを満足できず、要求される措置を規定時間内に完了できなかった場合をいう。 「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいと判断した場合若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉格納容器圧力が非常用炉心冷却装置(高圧系)の作動圧力(13.7kPa)まで上昇又は原子炉水位が非常用炉心冷却装置の作動水位(1号機:L2(-94.3mm)、2号機:L1.5(-2,040mm))まで低下した場合をいう。 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」の場合をいう。 「全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系が使用できない場合をいう。(原子炉隔離時冷却系の起動は含まない。) 「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」の場合をいう。 「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態となった場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①復水器真空度が-28.8kPaまで悪化 ②同一の主蒸気管の内外2つの主蒸気隔離弁を両方とも開できるラインが1つもなく、かつ内外2つの主蒸気ドレン弁を両方とも開できない状態 ③「残留熱を除去する機能が一部が喪失」とは、以下のモードを全て使用できる残留熱除去系(代替原子炉補機冷却系*)を使用する場合を含む。)が1系列のみとなった場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①停止時冷却モード ②サブレーションアップ冷却モード ③格納容器スプレイモード
	AL22*1/ 原子炉給水機能の喪失	指針1 警戒事態を判断する EAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。	
	AL23*1/ 原子炉除熱機能の一部喪失	指針1 警戒事態を判断する EAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。	

備考

原子力災害対策指針改定(2023年11月1日)のため

別表-1 警戒事態に該当する事象（警戒体制発令基準）（3/6）

区分	番号/略称	連絡すべき事象（警戒事態に該当する事象）	解説
冷やす	AL25*1/ 非常用交流高圧母線 喪失又は喪失のおそ れ	指針1 警戒事態を判断するEAL⑤ 非常用交流母線が1となった場合において当該非常 用交流母線に電気を供給する電源が1となる状 態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流 母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電 源喪失が3時間以上継続した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において本基準を適用する。 「非常用交流母線」とは、非常用交流高圧母線（1号機：M/C-1C、1D、1H、2号機：M/C-2C、2D、2E）をいう。 「非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替交流電源設備^{※3}のうち、いずれか1つになった場合をいう。（試験、保守作業等計画的な場合を除く。） 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替交流電源設備^{※3}から受電ができていない場合をいう。 「外部電源」とは、電力系統（500kV志賀中能登線、275kV志賀原子力線、66kV赤住線）及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの電力を非常用交流母線へ供給する設備をいう。 「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」・「燃料交換」（照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合のみ）の場合をいう。 「原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下」とは、原子炉水位が1号機はL2（-943mm）、2号機はL1.5（-2,040mm）に至った場合をいう。 「使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部（有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう）から上方6メートルの水位（1号機：NWL-867mm、2号機：NWL-1,017mm）に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置（1号機：NWL-0.5 m、2号機：NWL-1.0 m）に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。
	AL29*1/ 停止中の原子炉冷却 機能の一部喪失	指針1 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が 水位低設定値まで低下した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」・「燃料交換」（照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合のみ）の場合をいう。 「原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下」とは、原子炉水位が1号機はL2（-943mm）、2号機はL1.5（-2,040mm）に至った場合をいう。 「使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部（有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう）から上方6メートルの水位（1号機：NWL-867mm、2号機：NWL-1,017mm）に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置（1号機：NWL-0.5 m、2号機：NWL-1.0 m）に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。
	AL30*1/ 使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそ れ	指針1 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低 下した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部（有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう）から上方6メートルの水位（1号機：NWL-867mm、2号機：NWL-1,017mm）に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置（1号機：NWL-0.5 m、2号機：NWL-1.0 m）に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。

修正前

別表-1 警戒事態に該当する事象（警戒体制発令基準）（3/6）

区分	番号/略称	連絡すべき事象（警戒事態に該当する事象）	解説
冷やす	AL25*1/ 非常用交流高圧母線 喪失又は喪失のおそ れ	指針1 警戒事態を判断するEAL⑤ 非常用交流母線が1となった場合において当該非常 用交流母線に電気を供給する電源が1となる状 態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流 母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電 源喪失が3時間以上継続した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての原子炉の状態において本基準を適用する。 「非常用交流母線」とは、非常用交流高圧母線（1号機：M/C-1C、1D、1H、2号機：M/C-2C、2D、2E）をいう。 「非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替交流電源設備^{※3}のうち、いずれか1つになった場合をいう。（試験、保守作業等計画的な場合を除く。） 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故防止のための電源から受電ができていない場合をいう。 「外部電源」とは、電力系統（500kV志賀中能登線、275kV志賀原子力線、66kV赤住線）及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの電力を非常用交流母線へ供給する設備をいう。 「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」・「燃料交換」（照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合のみ）の場合をいう。 「原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下」とは、原子炉水位が1号機はL2（-943mm）、2号機はL1.5（-2,040mm）に至った場合をいう。 「使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部（有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう）から上方6メートルの水位（1号機：NWL-867mm、2号機：NWL-1,017mm）に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置（1号機：NWL-0.5 m、2号機：NWL-1.0 m）に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。
	AL29*1/ 停止中の原子炉冷却 機能の一部喪失	指針1 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が 水位低設定値まで低下した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」・「燃料交換」（照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合のみ）の場合をいう。 「原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下」とは、原子炉水位が1号機はL2（-943mm）、2号機はL1.5（-2,040mm）に至った場合をいう。 「使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部（有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう）から上方6メートルの水位（1号機：NWL-867mm、2号機：NWL-1,017mm）に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置（1号機：NWL-0.5 m、2号機：NWL-1.0 m）に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。
	AL30*1/ 使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそ れ	指針1 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低 下した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部（有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう）から上方6メートルの水位（1号機：NWL-867mm、2号機：NWL-1,017mm）に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置（1号機：NWL-0.5 m、2号機：NWL-1.0 m）に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。

修正後

備考

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改定（2023年11月1日）のため

別表-1 警戒事態に該当する事象 (警戒体制発令基準) (4/6)

区分	番号/略称	警戒事態を判断する事象 (警戒事態に該当する事象)	解説
冷やす	AL31*2/ 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉)	連続すべき事象 (警戒事態に該当する事象) 指針5 警戒事態を判断するEAL① 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。	・「使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部 (有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう) から上方4メートルの水位 (1号機: NWL-2,867mm、2号機: NWL-3,017mm) に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置 (1号機: NWL-2.5 m、2号機: NWL-3.0 m) に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。 ・「当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プール水位を水位計、監視カメラ等の測定機器 (可搬型設備を含む) により確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。 ・原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」において本基準を適用する。 ・燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失又はそのおそれが生じた場合が本基準に該当する。 ・障壁の喪失又はそのおそれの判断は別表-2で判断する。 ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「中央制御室及び中央制御室外操作盤室」とは、中央制御室及び中央制御室外原子炉停止装置の設置場所をいう。 ・「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止装置での操作が容易にできなくなる状況をいう。 ・「操作が容易にできなくなる状況」とは、中央制御室のエリア放射線モニタにおいて高警報 (0.006mSv/h) が発生した場合又は室温の上昇等により運転員の操作に支障が生じていると判断した場合をいう。
閉じめる	AL42*1/ 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	指針1 警戒事態を判断するEAL① 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。	・「燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失又はそのおそれが生じた場合が本基準に該当する。」 ・障壁の喪失又はそのおそれの判断は別表-2で判断する。
その他	AL51*1/ 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	指針1 警戒事態を判断するEAL③ 中央制御室及び中央制御室外操作盤室 (実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第6号) 第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第10号) 第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。) からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。	・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「中央制御室及び中央制御室外操作盤室」とは、中央制御室及び中央制御室外原子炉停止装置の設置場所をいう。 ・「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止装置での操作が容易にできなくなる状況をいう。 ・「操作が容易にできなくなる状況」とは、中央制御室のエリア放射線モニタにおいて高警報 (0.006mSv/h) が発生した場合又は室温の上昇等により運転員の操作に支障が生じていると判断した場合をいう。

修正前

別表-1 警戒事態に該当する事象 (警戒体制発令基準) (4/6)

区分	番号/略称	警戒事態を判断する事象 (警戒事態に該当する事象)	解説
冷やす	AL31*2/ 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉)	連続すべき事象 (警戒事態に該当する事象) 指針5 警戒事態を判断するEAL① 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。	・「使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が「照射済燃料集合体の頂部 (有効燃料棒頂部より保守的な位置として使用済燃料貯蔵ラック上端をいう) から上方4メートルの水位 (1号機: NWL-2,867mm、2号機: NWL-3,017mm) に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計、監視カメラ等により確認した場合をいう。 また、使用済燃料貯蔵プール水位計のうち、目盛板による測定を行う場合には、上記水位近傍の目盛位置 (1号機: NWL-2.5 m、2号機: NWL-3.0 m) に達することを確認した場合に本事象に該当すると判断する。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型設備を含む全ての設備を考慮する。 ・「当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プール水位を水位計、監視カメラ等の測定機器 (可搬型設備を含む) により確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。 ・原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」において本基準を適用する。 ・燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失又はそのおそれが生じた場合が本基準に該当する。 ・障壁の喪失又はそのおそれの判断は別表-2で判断する。 ・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「中央制御室及び中央制御室外操作盤室」とは、中央制御室及び中央制御室外原子炉停止装置の設置場所をいう。 ・「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止装置での操作が容易にできなくなる状況をいう。 ・「操作が容易にできなくなる状況」とは、中央制御室のエリア放射線モニタにおいて高警報 (0.006mSv/h) が発生した場合又は室温の上昇等により運転員の操作に支障が生じていると判断した場合をいう。
閉じめる	AL42*1/ 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	指針1 警戒事態を判断するEAL① 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。	・「燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失又はそのおそれが生じた場合が本基準に該当する。」 ・障壁の喪失又はそのおそれの判断は別表-2で判断する。
その他	AL51*1/ 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	指針1 警戒事態を判断するEAL③ 中央制御室及び中央制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。	・全ての原子炉の状態において適用する。 ・「中央制御室及び中央制御室外操作盤室」とは、中央制御室及び中央制御室外原子炉停止装置の設置場所をいう。 ・「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止装置での操作が容易にできなくなる状況をいう。 ・「操作が容易にできなくなる状況」とは、中央制御室のエリア放射線モニタにおいて高警報 (0.006mSv/h) が発生した場合又は室温の上昇等により運転員の操作に支障が生じていると判断した場合をいう。

修正後

備考

原子力災害対策指針の改定 (2023年11月1日) のため

別表－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態発令の基準（第2緊急体制発令基準）（7/8）

区分	番号/略称	通報すべき事象（全面緊急事態に該当する事象）	解説
閉じ込め	GE41※1/ 格納容器圧力の異常上昇	規則第14条イ(4) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。	・原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」において本基準を適用する。 ・「当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した」とは、以下のいずれかの状態に達した場合をいう。 ①原子炉格納容器圧力：1号機427kPa 2号機310kPa ②原子炉格納容器温度：171℃
その他	GE42※1/ 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	規則第14条イ(12) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。	・原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」において本基準を適用する。 ・燃料被覆管障壁、原子炉冷却系障壁、原子炉格納容器障壁の3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁が喪失し、3つ目の障壁の喪失又はそのおそれが生じた場合が本基準に該当する。 ・障壁の喪失又はそのおそれの判断は別表－2で判断する。
その他	GE51※1/ 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	規則第14条イ(11) 中央制御室及び中央制御室外操作盤室が使用できなくなる <u>ことにより原子炉を停止する機能及び高温停止状態を維持する機能が喪失した場合</u> 、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、 <u>中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合</u> 。	・「中央制御室及び中央制御室外操作盤室が使用できなくなる」とは、以下の状態をいう。 ①原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生していない場合 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、原子炉力防災管理者から当該場所からの回避の指示等がなされた場合をいう。 ②原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、原子炉力防災管理者から当該場所からの回避の指示等がなされた場合をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象又は使用済燃料貯蔵プール水位の低下が確認された場合をいう。 ・「 <u>中央制御室に設置する</u> 原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の <u>全ての機能が喪失</u> 」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失する等により全ての安全設備の運転・監視ができなくなった場合をいう。

修正前

別表－3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態発令の基準（第2緊急体制発令基準）（7/8）

区分	番号/略称	通報すべき事象（全面緊急事態に該当する事象）	解説
閉じ込め	GE41※1/ 格納容器圧力の異常上昇	規則第14条イ(4) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。	・原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」において本基準を適用する。 ・「当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した」とは、以下のいずれかの状態に達した場合をいう。 ①原子炉格納容器圧力：1号機427kPa 2号機310kPa ②原子炉格納容器温度：171℃
その他	GE42※1/ 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	規則第14条イ(12) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。	・原子炉の状態が「運転」・「起動」・「高温停止」において本基準を適用する。 ・燃料被覆管障壁、原子炉冷却系障壁、原子炉格納容器障壁の3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁が喪失し、3つ目の障壁の喪失又はそのおそれが生じた場合が本基準に該当する。 ・障壁の喪失又はそのおそれの判断は別表－2で判断する。
その他	GE51※1/ 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	規則第14条イ(11) 中央制御室が使用できない <u>場合</u> に中央制御室外操作盤室が使用できなくなる <u>場合</u> 、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、 <u>警報装置（いすれも中央制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる場合</u> 。	・全ての原子炉の状態において本基準を適用する。 ・「中央制御室が使用できない場合」に中央制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる」とは、以下の状態をいう。 ①原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生していない場合 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、原子炉力防災管理者から当該場所からの回避の指示等がなされた場合をいう。 ②原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、原子炉力防災管理者から当該場所からの回避の指示等がなされた場合をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象又は使用済燃料貯蔵プール水位の低下が確認された場合をいう。 ・「 <u>原子炉制御室の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いすれも中央制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる</u> 」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失する等により全ての安全設備の運転・監視ができなくなった場合をいう。

修正後

原災法規則の改定（2023年11月1日）のため

備考

別表-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態発令の基準 (第2緊急体制発令基準) (8/8)

区分	番号/略称	通報すべき事象 (全面緊急事態に該当する事象)	解説
その他 脅威	GE55/ 住民の避難を開始する必要がある事象発生	規則第14条イ(13) 規則第14条へ(2) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。	「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような外的な事象をいう。 ・「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生」とは、原子炉施設に影響を及ぼした場であって、敷地境界において5μSv/hに相当する放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した場合をいう。
事業所 外運搬 事業所 外運搬	XGE61/ 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	政令第6条第3項第3号 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	
	XGE62/ 事業所外運搬での放射線物質の異常漏えい	政令第6条第4項第4号 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合 (IP型を除く)。	

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。) 後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査 (同法第43条の3の1第2項に規定する検査をいう。) の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

※3：重大事故防止のための設備 (実用発電用原子炉及びその附属施設) の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第5号) 第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの (以下「SA設備」という。) の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。
「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。
「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。
「規制法」とは、核燃料物質、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第188号) をいう。

修正前

別表-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態発令の基準 (第2緊急体制発令基準) (8/8)

区分	番号/略称	通報すべき事象 (全面緊急事態に該当する事象)	解説
その他 脅威	GE55/ 住民の避難を開始する必要がある事象発生	規則第14条イ(13) 規則第14条へ(2) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。	「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような外的な事象をいう。 ・「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生」とは、原子炉施設に影響を及ぼした場であって、敷地境界において5μSv/hに相当する放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した場合をいう。
事業所 外運搬	XGE61/ 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	政令第6条第3項第3号 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	
	XGE62/ 事業所外運搬での放射線物質の異常漏えい	政令第6条第4項第4号 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合 (IP型を除く)。	

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。) 後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査 (同法第43条の3の1第2項に規定する検査をいう。) の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

※3：重大事故防止のための設備 (実用発電用原子炉及びその附属施設) の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第5号) 第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの (以下「SA設備」という。) の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。
「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。
「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。
「規制法」とは、核燃料物質、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第188号) をいう。

修正後

備考

記載の適正化

修正前						修正後						備考				
別表－7 原子力防災資機材以外の資機材（1／4）						別表－7 原子力防災資機材以外の資機材（1／4）						記載の適正化（原子炉施設保安規定で要求する資機材について、数量の明確化）				
1. 発電所用						1. 発電所用										
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検項目	分類	名称	数量 ^{※1}	保管場所	点検頻度	点検項目					
既設設備電源の確保	大容量電源車	2台	EL. 21m	1回/年	機能	既設設備電源の確保	大容量電源車	1台 (1台)	EL. 21m	1回/年	機能					
	低圧発電機	1台	EL. 30m				高圧電源車	5台 (1台)								
海水取水	水中ポンプ	1台	EL. 35m	1回/年	機能	海水取水	水中ポンプ	1台	EL. 21m	1回/年	機能					
	低圧発電機	1台					低圧発電機	1台								
大坪川ダム水取水	水中ポンプ	1台	大坪川ダム	1回/年	機能	大坪川ダム水取水	水中ポンプ	1台	大坪川ダム	1回/年	機能					
	低圧発電機	1台					低圧発電機	1台								
原子炉及び使用済燃料貯蔵プール注水	消防車	2台	EL. 35m	1回/年	機能	原子炉及び使用済燃料貯蔵プール注水	消防車	2台 (2台)	EL. 21m	1回/年	機能					
格納容器ベントの信頼性向上	格納容器ベント弁駆動用予備ポンベ	1号	1式	各原子炉建屋	1回/年	員数・外観	格納容器ベント弁駆動用予備ポンベ	1号	1式	各原子炉建屋	1回/年	員数・外観				
		2号	1式					2号	1式							
	主蒸気逃がし安全弁駆動用予備ポンベ	1号	1式				EL. 21m	機能	主蒸気逃がし安全弁駆動用予備ポンベ				1号	1式	EL. 21m	機能
		2号	1式										2号	1式		
	低圧発電機	1号	1台	EL. 21m	機能	低圧発電機	1号	1台	EL. 21m	機能						
		2号	1台				2号	1台								
除熱機能回復	原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	1号	2台	防災資機材専用倉庫	1回/年	機能	原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	1号	2台	防災資機材専用倉庫	1回/年	機能				
		2号	2台					2号	2台							
	原子炉補機冷却水ポンプ予備電動機	1号	2台				EL. 35m	機能	原子炉補機冷却水ポンプ予備電動機				1号	2台	EL. 35m	機能
		2号	2台										2号	2台		
	原子炉補機冷却海水ポンプの代替ポンプ	1号	3台	EL. 35m	機能	原子炉補機冷却海水ポンプの代替ポンプ	1号	3台	EL. 35m	機能						
		2号	4台				2号	4台								
	低圧発電機（代替ポンプ用）	1号	1台	EL. 35m	機能	低圧発電機（代替ポンプ用）	1号	1台	EL. 35m	機能						
		2号	1台				2号	1台								
<p>※1：資機材の数量は、規制法第43条の3の8第1項の許可前において、発電所の安全確保するための必要数量を示す。括弧書き（）内は、予備数量を示す。</p> <p>なお、資機材の予備数量は、修理、保守点検等により、予備数量未満になり得る。</p>																

修正前	修正後	備 考																																										
なし	<p style="text-align: center;"><u>別表－8 医療関連資機材</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: center;">分類</th><th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">数量</th><th style="text-align: center;">保管場所</th><th style="text-align: center;">点検頻度</th><th style="text-align: center;">点検項目</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">医療 関連 資機 材</td><td style="text-align: center;"><u>アンビューバック</u></td><td style="text-align: center;">1個</td><td style="text-align: center;">緊急時対策棟</td><td style="text-align: center;">1回/年</td><td style="text-align: center;">外観</td></tr><tr><td style="text-align: center;"><u>酸素ボンベ, O₂バック</u></td><td style="text-align: center;">1.3m³</td><td style="text-align: center;">緊急時対策棟</td><td style="text-align: center;">1回/年</td><td style="text-align: center;">外観</td></tr><tr><td style="text-align: center;"><u>ストレッチャー</u></td><td style="text-align: center;">1台</td><td style="text-align: center;">緊急時対策棟</td><td style="text-align: center;">1回/年</td><td style="text-align: center;">外観</td></tr><tr><td style="text-align: center;"><u>バックボード</u></td><td style="text-align: center;">1個</td><td style="text-align: center;">緊急時対策棟</td><td style="text-align: center;">1回/年</td><td style="text-align: center;">外観</td></tr><tr><td style="text-align: center;"><u>バックボード用頸椎固定具</u></td><td style="text-align: center;">1個</td><td style="text-align: center;">緊急時対策棟</td><td style="text-align: center;">1回/年</td><td style="text-align: center;">外観</td></tr><tr><td style="text-align: center;"><u>担架</u></td><td style="text-align: center;">1台</td><td style="text-align: center;">緊急時対策棟</td><td style="text-align: center;">1回/年</td><td style="text-align: center;">外観</td></tr><tr><td style="text-align: center;"><u>車いす</u></td><td style="text-align: center;">1台</td><td style="text-align: center;">緊急時対策棟</td><td style="text-align: center;">1回/年</td><td style="text-align: center;">外観</td></tr></tbody></table>	分類	名 称	数量	保管場所	点検頻度	点検項目	医療 関連 資機 材	<u>アンビューバック</u>	1個	緊急時対策棟	1回/年	外観	<u>酸素ボンベ, O₂バック</u>	1.3m ³	緊急時対策棟	1回/年	外観	<u>ストレッチャー</u>	1台	緊急時対策棟	1回/年	外観	<u>バックボード</u>	1個	緊急時対策棟	1回/年	外観	<u>バックボード用頸椎固定具</u>	1個	緊急時対策棟	1回/年	外観	<u>担架</u>	1台	緊急時対策棟	1回/年	外観	<u>車いす</u>	1台	緊急時対策棟	1回/年	外観	原子力規制庁からの指導により 原子力災害医療活動の記載充実
分類	名 称	数量	保管場所	点検頻度	点検項目																																							
医療 関連 資機 材	<u>アンビューバック</u>	1個	緊急時対策棟	1回/年	外観																																							
	<u>酸素ボンベ, O₂バック</u>	1.3m ³	緊急時対策棟	1回/年	外観																																							
	<u>ストレッチャー</u>	1台	緊急時対策棟	1回/年	外観																																							
	<u>バックボード</u>	1個	緊急時対策棟	1回/年	外観																																							
	<u>バックボード用頸椎固定具</u>	1個	緊急時対策棟	1回/年	外観																																							
	<u>担架</u>	1台	緊急時対策棟	1回/年	外観																																							
	<u>車いす</u>	1台	緊急時対策棟	1回/年	外観																																							

修正前	修正後	備 考																																																								
<p style="text-align: center;">別表－8 原子力災害対策で使用する資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図</td> </tr> <tr> <td>① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※1</td> </tr> <tr> <td>② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※1</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル ※1</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ</td> </tr> <tr> <td>① 統計処理データ</td> </tr> <tr> <td>② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ</td> </tr> <tr> <td>① 空間線量モニタリング設備配置図</td> </tr> <tr> <td>② 環境試料サンプリング位置図</td> </tr> <tr> <td>③ 環境放射線モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ</td> </tr> <tr> <td>① 方位別人口分布図</td> </tr> <tr> <td>② 集落の人口分布図</td> </tr> <tr> <td>③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書 ※1、2</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及び発電所施設の配置図</td> </tr> <tr> <td>① 系統図</td> </tr> <tr> <td>② 発電所施設の配置図 ※1、2</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系シーケンス</td> </tr> <tr> <td>12. 規定類</td> </tr> <tr> <td>① 原子炉施設保安規定 ※1、2</td> </tr> <tr> <td>② 原子力事業者防災業務計画 ※1、2</td> </tr> <tr> <td>③ 事故時運転操作要領</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料 ※2 原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料</p>	資 料 名	1. 発電所周辺地図	① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※1	② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※1	2. 発電所周辺航空写真パネル ※1	3. 発電所気象観測データ	① 統計処理データ	② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	① 空間線量モニタリング設備配置図	② 環境試料サンプリング位置図	③ 環境放射線モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ	① 方位別人口分布図	② 集落の人口分布図	③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図	7. 原子炉設置許可申請書 ※1、2	8. 系統図及び発電所施設の配置図	① 系統図	② 発電所施設の配置図 ※1、2	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系シーケンス	12. 規定類	① 原子炉施設保安規定 ※1、2	② 原子力事業者防災業務計画 ※1、2	③ 事故時運転操作要領	<p style="text-align: center;">別表－9 原子力災害対策で使用する資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図</td> </tr> <tr> <td>① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※1</td> </tr> <tr> <td>② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※1</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル ※1</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ</td> </tr> <tr> <td>① 統計処理データ</td> </tr> <tr> <td>② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ</td> </tr> <tr> <td>① 空間線量モニタリング設備配置図</td> </tr> <tr> <td>② 環境試料サンプリング位置図</td> </tr> <tr> <td>③ 環境放射線モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ</td> </tr> <tr> <td>① 方位別人口分布図</td> </tr> <tr> <td>② 集落の人口分布図</td> </tr> <tr> <td>③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書 ※1、2</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及び発電所施設の配置図</td> </tr> <tr> <td>① 系統図</td> </tr> <tr> <td>② 発電所施設の配置図 ※1、2</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系シーケンス</td> </tr> <tr> <td>12. 規定類</td> </tr> <tr> <td>① 原子炉施設保安規定 ※1、2</td> </tr> <tr> <td>② 原子力事業者防災業務計画 ※1、2</td> </tr> <tr> <td>③ 事故時運転操作要領</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料 ※2 原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料</p>	資 料 名	1. 発電所周辺地図	① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※1	② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※1	2. 発電所周辺航空写真パネル ※1	3. 発電所気象観測データ	① 統計処理データ	② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	① 空間線量モニタリング設備配置図	② 環境試料サンプリング位置図	③ 環境放射線モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ	① 方位別人口分布図	② 集落の人口分布図	③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図	7. 原子炉設置許可申請書 ※1、2	8. 系統図及び発電所施設の配置図	① 系統図	② 発電所施設の配置図 ※1、2	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系シーケンス	12. 規定類	① 原子炉施設保安規定 ※1、2	② 原子力事業者防災業務計画 ※1、2	③ 事故時運転操作要領	<p>別表番号の変更</p>
資 料 名																																																										
1. 発電所周辺地図																																																										
① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※1																																																										
② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※1																																																										
2. 発電所周辺航空写真パネル ※1																																																										
3. 発電所気象観測データ																																																										
① 統計処理データ																																																										
② 毎時観測データ																																																										
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ																																																										
① 空間線量モニタリング設備配置図																																																										
② 環境試料サンプリング位置図																																																										
③ 環境放射線モニタリング測定データ																																																										
5. 発電所周辺人口関連データ																																																										
① 方位別人口分布図																																																										
② 集落の人口分布図																																																										
③ 市町村人口表																																																										
6. 主要系統模式図																																																										
7. 原子炉設置許可申請書 ※1、2																																																										
8. 系統図及び発電所施設の配置図																																																										
① 系統図																																																										
② 発電所施設の配置図 ※1、2																																																										
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図																																																										
10. プラント主要設備概要																																																										
11. 原子炉安全保護系シーケンス																																																										
12. 規定類																																																										
① 原子炉施設保安規定 ※1、2																																																										
② 原子力事業者防災業務計画 ※1、2																																																										
③ 事故時運転操作要領																																																										
資 料 名																																																										
1. 発電所周辺地図																																																										
① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※1																																																										
② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※1																																																										
2. 発電所周辺航空写真パネル ※1																																																										
3. 発電所気象観測データ																																																										
① 統計処理データ																																																										
② 毎時観測データ																																																										
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ																																																										
① 空間線量モニタリング設備配置図																																																										
② 環境試料サンプリング位置図																																																										
③ 環境放射線モニタリング測定データ																																																										
5. 発電所周辺人口関連データ																																																										
① 方位別人口分布図																																																										
② 集落の人口分布図																																																										
③ 市町村人口表																																																										
6. 主要系統模式図																																																										
7. 原子炉設置許可申請書 ※1、2																																																										
8. 系統図及び発電所施設の配置図																																																										
① 系統図																																																										
② 発電所施設の配置図 ※1、2																																																										
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図																																																										
10. プラント主要設備概要																																																										
11. 原子炉安全保護系シーケンス																																																										
12. 規定類																																																										
① 原子炉施設保安規定 ※1、2																																																										
② 原子力事業者防災業務計画 ※1、2																																																										
③ 事故時運転操作要領																																																										

修正前	修正後	備 考																								
<p style="text-align: center;"><u>別表-9</u> 緊急時対策所</p> <table border="1" data-bbox="210 390 1240 758"> <tr> <td>場所（床面積）</td> <td>緊急時対策棟（約 3,850 m²） （拠点位置を別図-10に示す。）</td> </tr> <tr> <td>耐地震</td> <td>免震構造</td> </tr> <tr> <td>耐津波</td> <td>EL. 約 21m</td> </tr> <tr> <td>耐放射線</td> <td>・よう素除去フィルタを備えた換気浄化設備 ・コンクリート壁による遮へい機能</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>自家発電設備（ガスタービン発電機）</td> </tr> <tr> <td>燃料（軽油）</td> <td>タンク容量 80kℓ</td> </tr> </table>	場所（床面積）	緊急時対策棟（約 3,850 m ² ） （拠点位置を別図-10に示す。）	耐地震	免震構造	耐津波	EL. 約 21m	耐放射線	・よう素除去フィルタを備えた換気浄化設備 ・コンクリート壁による遮へい機能	非常用電源	自家発電設備（ガスタービン発電機）	燃料（軽油）	タンク容量 80kℓ	<p style="text-align: center;"><u>別表-10</u> 緊急時対策所</p> <table border="1" data-bbox="1353 390 2383 758"> <tr> <td>場所（床面積）</td> <td>緊急時対策棟（約 3,850 m²） （拠点位置を別図-10に示す。）</td> </tr> <tr> <td>耐地震</td> <td>免震構造</td> </tr> <tr> <td>耐津波</td> <td>EL. 約 21m</td> </tr> <tr> <td>耐放射線</td> <td>・よう素除去フィルタを備えた換気浄化設備 ・コンクリート壁による遮へい機能</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>自家発電設備（ガスタービン発電機）</td> </tr> <tr> <td>燃料（軽油）</td> <td>タンク容量 80kℓ</td> </tr> </table>	場所（床面積）	緊急時対策棟（約 3,850 m ² ） （拠点位置を別図-10に示す。）	耐地震	免震構造	耐津波	EL. 約 21m	耐放射線	・よう素除去フィルタを備えた換気浄化設備 ・コンクリート壁による遮へい機能	非常用電源	自家発電設備（ガスタービン発電機）	燃料（軽油）	タンク容量 80kℓ	<p>別表番号の変更</p>
場所（床面積）	緊急時対策棟（約 3,850 m ² ） （拠点位置を別図-10に示す。）																									
耐地震	免震構造																									
耐津波	EL. 約 21m																									
耐放射線	・よう素除去フィルタを備えた換気浄化設備 ・コンクリート壁による遮へい機能																									
非常用電源	自家発電設備（ガスタービン発電機）																									
燃料（軽油）	タンク容量 80kℓ																									
場所（床面積）	緊急時対策棟（約 3,850 m ² ） （拠点位置を別図-10に示す。）																									
耐地震	免震構造																									
耐津波	EL. 約 21m																									
耐放射線	・よう素除去フィルタを備えた換気浄化設備 ・コンクリート壁による遮へい機能																									
非常用電源	自家発電設備（ガスタービン発電機）																									
燃料（軽油）	タンク容量 80kℓ																									

修正前	修正後	備 考																																												
<p style="text-align: center;"><u>別表－10</u> 原子力本部総本部室</p> <table border="1" data-bbox="204 390 1240 844"> <tr> <td>場所（床面積）</td> <td>石川県羽咋郡志賀町高浜町ニ13-21 原子力本部建物内（約820㎡*） ※緊急時対策室 約90㎡＋会議室他 約730㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）</td> </tr> <tr> <td>耐地震</td> <td>建築基準法の1.25倍の耐震性</td> </tr> <tr> <td>耐津波</td> <td>EL. 約4m</td> </tr> <tr> <td>耐放射線</td> <td>原子力災害の状況により代替場所へ原子力本部総本部を移転する。</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p>代替場所</p> <table border="1" data-bbox="204 936 1240 1304"> <tr> <td>場所（床面積）</td> <td>石川県金沢市下本多町六番丁11番地 金沢電気ビル内（約830㎡*） ※大ホール 約380㎡＋執務室他 約450㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）</td> </tr> <tr> <td>耐地震</td> <td>一般建築物相当の耐震性</td> </tr> <tr> <td>耐津波</td> <td>EL. 約26m</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table>	場所（床面積）	石川県羽咋郡志賀町高浜町ニ13-21 原子力本部建物内（約820㎡*） ※緊急時対策室 約90㎡＋会議室他 約730㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）	耐地震	建築基準法の1.25倍の耐震性	耐津波	EL. 約4m	耐放射線	原子力災害の状況により代替場所へ原子力本部総本部を移転する。	非常用電源	非常用発電機	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	場所（床面積）	石川県金沢市下本多町六番丁11番地 金沢電気ビル内（約830㎡*） ※大ホール 約380㎡＋執務室他 約450㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）	耐地震	一般建築物相当の耐震性	耐津波	EL. 約26m	非常用電源	非常用発電機	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	<p style="text-align: center;"><u>別表－11</u> 原子力本部総本部室</p> <table border="1" data-bbox="1347 390 2383 844"> <tr> <td>場所（床面積）</td> <td>石川県羽咋郡志賀町高浜町ニ13-21 原子力本部建物内（約820㎡*） ※緊急時対策室 約90㎡＋会議室他 約730㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）</td> </tr> <tr> <td>耐地震</td> <td>建築基準法の1.25倍の耐震性</td> </tr> <tr> <td>耐津波</td> <td>EL. 約4m</td> </tr> <tr> <td>耐放射線</td> <td>原子力災害の状況により代替場所へ原子力本部総本部を移転する。</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p>代替場所</p> <table border="1" data-bbox="1347 936 2383 1304"> <tr> <td>場所（床面積）</td> <td>石川県金沢市下本多町六番丁11番地 金沢電気ビル内（約830㎡*） ※大ホール 約380㎡＋執務室他 約450㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）</td> </tr> <tr> <td>耐地震</td> <td>一般建築物相当の耐震性</td> </tr> <tr> <td>耐津波</td> <td>EL. 約26m</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table>	場所（床面積）	石川県羽咋郡志賀町高浜町ニ13-21 原子力本部建物内（約820㎡*） ※緊急時対策室 約90㎡＋会議室他 約730㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）	耐地震	建築基準法の1.25倍の耐震性	耐津波	EL. 約4m	耐放射線	原子力災害の状況により代替場所へ原子力本部総本部を移転する。	非常用電源	非常用発電機	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	場所（床面積）	石川県金沢市下本多町六番丁11番地 金沢電気ビル内（約830㎡*） ※大ホール 約380㎡＋執務室他 約450㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）	耐地震	一般建築物相当の耐震性	耐津波	EL. 約26m	非常用電源	非常用発電機	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	<p>別表番号の変更</p>
場所（床面積）	石川県羽咋郡志賀町高浜町ニ13-21 原子力本部建物内（約820㎡*） ※緊急時対策室 約90㎡＋会議室他 約730㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）																																													
耐地震	建築基準法の1.25倍の耐震性																																													
耐津波	EL. 約4m																																													
耐放射線	原子力災害の状況により代替場所へ原子力本部総本部を移転する。																																													
非常用電源	非常用発電機																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																													
場所（床面積）	石川県金沢市下本多町六番丁11番地 金沢電気ビル内（約830㎡*） ※大ホール 約380㎡＋執務室他 約450㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）																																													
耐地震	一般建築物相当の耐震性																																													
耐津波	EL. 約26m																																													
非常用電源	非常用発電機																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																													
場所（床面積）	石川県羽咋郡志賀町高浜町ニ13-21 原子力本部建物内（約820㎡*） ※緊急時対策室 約90㎡＋会議室他 約730㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）																																													
耐地震	建築基準法の1.25倍の耐震性																																													
耐津波	EL. 約4m																																													
耐放射線	原子力災害の状況により代替場所へ原子力本部総本部を移転する。																																													
非常用電源	非常用発電機																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																													
場所（床面積）	石川県金沢市下本多町六番丁11番地 金沢電気ビル内（約830㎡*） ※大ホール 約380㎡＋執務室他 約450㎡ （拠点位置を別図－11に示す。）																																													
耐地震	一般建築物相当の耐震性																																													
耐津波	EL. 約26m																																													
非常用電源	非常用発電機																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																													

修正前	修正後	備考																																																																																
<p><u>別表-1.1</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補（1 / 2）</p> <p>1. 北陸電力株式会社 七尾大田火力発電所運動公園</p> <table border="1" data-bbox="204 390 1237 711"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県七尾市大田町114部2の4番地 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>東 約25km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約29,000㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p>2. 北陸電力株式会社 羽咋電化センター跡地</p> <table border="1" data-bbox="204 779 1237 1100"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県羽咋市石野町ト20番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南 約19km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約3,680㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p>3. 北陸電力送配電株式会社 石川支社七尾電力部</p> <table border="1" data-bbox="204 1167 1237 1530"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県七尾市本府中町ル28-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>東 約21km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：駐車場 約125㎡ 3階 約320㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p>4. 北陸電力株式会社 七尾支店</p> <table border="1" data-bbox="204 1598 1237 1919"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県七尾市三島町61-7 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>東 約21km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：駐車場 約800㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table>	所在地	石川県七尾市大田町114部2の4番地 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	東 約25km	敷地面積	利用予定面積：約29,000㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県羽咋市石野町ト20番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	南 約19km	敷地面積	利用予定面積：約3,680㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県七尾市本府中町ル28-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	東 約21km	敷地面積	利用予定面積：駐車場 約125㎡ 3階 約320㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県七尾市三島町61-7 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	東 約21km	敷地面積	利用予定面積：駐車場 約800㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	<p><u>別表-1.2</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補（1 / 2）</p> <p>1. 北陸電力株式会社 七尾大田火力発電所運動公園</p> <table border="1" data-bbox="1347 390 2380 711"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県七尾市大田町114部2の4番地 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>東 約25km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約29,000㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p>2. 北陸電力株式会社 羽咋電化センター跡地</p> <table border="1" data-bbox="1347 779 2380 1100"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県羽咋市石野町ト20番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南 約19km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約3,680㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p>3. 北陸電力送配電株式会社 石川支社七尾電力部</p> <table border="1" data-bbox="1347 1167 2380 1530"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県七尾市本府中町ル28-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>東 約21km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：駐車場 約125㎡ 3階 約320㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p>4. 北陸電力株式会社 七尾支店</p> <table border="1" data-bbox="1347 1598 2380 1919"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県七尾市三島町61-7 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>東 約21km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：駐車場 約800㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table>	所在地	石川県七尾市大田町114部2の4番地 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	東 約25km	敷地面積	利用予定面積：約29,000㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県羽咋市石野町ト20番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	南 約19km	敷地面積	利用予定面積：約3,680㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県七尾市本府中町ル28-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	東 約21km	敷地面積	利用予定面積：駐車場 約125㎡ 3階 約320㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県七尾市三島町61-7 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	東 約21km	敷地面積	利用予定面積：駐車場 約800㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	<p>別表番号の変更</p>
所在地	石川県七尾市大田町114部2の4番地 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約25km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：約29,000㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県羽咋市石野町ト20番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																																																	
発電所からの方位、距離	南 約19km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：約3,680㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市本府中町ル28-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約21km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：駐車場 約125㎡ 3階 約320㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市三島町61-7 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約21km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：駐車場 約800㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市大田町114部2の4番地 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約25km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：約29,000㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県羽咋市石野町ト20番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																																																	
発電所からの方位、距離	南 約19km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：約3,680㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市本府中町ル28-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約21km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：駐車場 約125㎡ 3階 約320㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市三島町61-7 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約21km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：駐車場 約800㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	

修正前	修正後	備 考																																																												
<p data-bbox="252 262 1187 298"><u>別表-1.1</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補（2 / 2）</p> <p data-bbox="184 352 771 384">5. 北陸電力送配電株式会社 中能登変電所</p> <table border="1" data-bbox="204 390 1240 711"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県羽咋郡志賀町矢駄4の3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南東 約12km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約1,100㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p data-bbox="184 764 771 795">6. 北陸電力送配電株式会社 新能登変電所</p> <table border="1" data-bbox="204 802 1240 1123"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県鹿島郡中能登町井田ワ30-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南東 約18km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約1,000㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p data-bbox="184 1176 753 1207">7. 北陸電力株式会社 羽咋粟生資材置場</p> <table border="1" data-bbox="204 1213 1240 1535"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県羽咋市粟生町ケ1番6, キ52番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南南東 約20km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約600㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p data-bbox="184 1587 1270 1665">備考：事故の状況等によっては上記以外の自社施設や公共施設を使用する場合があります。</p>	所在地	石川県羽咋郡志賀町矢駄4の3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	南東 約12km	敷地面積	利用予定面積：約1,100㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県鹿島郡中能登町井田ワ30-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	南東 約18km	敷地面積	利用予定面積：約1,000㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県羽咋市粟生町ケ1番6, キ52番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	南南東 約20km	敷地面積	利用予定面積：約600㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	<p data-bbox="1389 262 2323 298"><u>別表-1.2</u> 原子力事業所災害対策支援拠点の候補（2 / 2）</p> <p data-bbox="1329 352 1917 384">5. 北陸電力送配電株式会社 中能登変電所</p> <table border="1" data-bbox="1350 390 2386 711"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県羽咋郡志賀町矢駄4の3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南東 約12km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約1,100㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p data-bbox="1329 764 1917 795">6. 北陸電力送配電株式会社 新能登変電所</p> <table border="1" data-bbox="1350 802 2386 1123"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県鹿島郡中能登町井田ワ30-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南東 約18km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約1,000㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p data-bbox="1329 1176 1899 1207">7. 北陸電力株式会社 羽咋粟生資材置場</p> <table border="1" data-bbox="1350 1213 2386 1535"> <tr> <td>所在地</td> <td>石川県羽咋市粟生町ケ1番6, キ52番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)</td> </tr> <tr> <td>発電所からの方位、距離</td> <td>南南東 約20km</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>利用予定面積：約600㎡</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>可搬型発電機（外部より調達）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td> </tr> </table> <p data-bbox="1329 1587 2415 1665">備考：事故の状況等によっては上記以外の自社施設や公共施設を使用する場合があります。</p>	所在地	石川県羽咋郡志賀町矢駄4の3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	南東 約12km	敷地面積	利用予定面積：約1,100㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県鹿島郡中能登町井田ワ30-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	南東 約18km	敷地面積	利用予定面積：約1,000㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県羽咋市粟生町ケ1番6, キ52番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)	発電所からの方位、距離	南南東 約20km	敷地面積	利用予定面積：約600㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	<p data-bbox="2427 262 2614 294">別表番号の変更</p>
所在地	石川県羽咋郡志賀町矢駄4の3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																													
発電所からの方位、距離	南東 約12km																																																													
敷地面積	利用予定面積：約1,100㎡																																																													
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																													
所在地	石川県鹿島郡中能登町井田ワ30-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																													
発電所からの方位、距離	南東 約18km																																																													
敷地面積	利用予定面積：約1,000㎡																																																													
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																													
所在地	石川県羽咋市粟生町ケ1番6, キ52番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																													
発電所からの方位、距離	南南東 約20km																																																													
敷地面積	利用予定面積：約600㎡																																																													
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																													
所在地	石川県羽咋郡志賀町矢駄4の3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																													
発電所からの方位、距離	南東 約12km																																																													
敷地面積	利用予定面積：約1,100㎡																																																													
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																													
所在地	石川県鹿島郡中能登町井田ワ30-1 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																													
発電所からの方位、距離	南東 約18km																																																													
敷地面積	利用予定面積：約1,000㎡																																																													
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																													
所在地	石川県羽咋市粟生町ケ1番6, キ52番3 (拠点位置を別図-1.1に示す。)																																																													
発電所からの方位、距離	南南東 約20km																																																													
敷地面積	利用予定面積：約600㎡																																																													
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																													
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																													

別表-1.2 E R S S 伝送項目 (1 / 2)

(1 号機)

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	排気筒高レンジモニタ (A)	A	43	原子炉水位 (広帯域)	mm	85	逃がし安全弁 (E) 全閉	-
2	排気筒高レンジモニタ (B)	A	44	原子炉水位 (燃料罐)	mm	86	逃がし安全弁 (F) 全閉	-
3	排気筒高レンジモニタ (A)	s-1	45	平均出力モニタレベル平均	mm	87	逃がし安全弁 (G) 全閉	-
4	排気筒高レンジモニタ (B)	s-1	46	全制御棒全挿入	%	88	RHR(A) PCV 第 1 ストレイ弁全閉	-
5	SGTS 高レンジモニタ (A)	A	47	ドラワイエセル圧力	kPa [abs]	89	RHR(A) PCV 第 2 ストレイ弁全閉	-
6	SGTS 高レンジモニタ (B)	A	48	サプレッションチェンバ圧力	kPa [abs]	90	RHR(B) PCV 第 1 ストレイ弁全閉	-
7	SGTS 低レンジモニタ (A)	s-1	49	PCIS 隔離信号内側トリップ	-	91	RHR(B) PCV 第 2 ストレイ弁全閉	-
8	SGTS 低レンジモニタ (B)	s-1	50	PCIS 隔離信号外側トリップ	-	92	RHR(A) 注入弁全閉	-
9	風向 EL 2.2 m (風重型)	-	51	主蒸気隔離弁内側 A 全閉	-	93	RHR(B) 注入弁全閉	-
10	風向 EL 6.2 m (風重型)	-	52	主蒸気隔離弁内側 B 全閉	-	94	RHR(C) 注入弁全閉	-
11	風速 EL 1.2 2 m (風重型)	m/s	53	主蒸気隔離弁内側 C 全閉	-	95	中性子源領域モニタ A	s-1
12	風速 EL 6.2 m (風重型)	m/s	54	主蒸気隔離弁内側 D 全閉	-	96	中性子源領域モニタ B	s-1
13	大気安定度	-	55	主蒸気隔離弁外側 A 全閉	-	97	中性子源領域モニタ C	s-1
14	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 1	mSv/h	56	主蒸気隔離弁外側 B 全閉	-	98	中性子源領域モニタ D	s-1
15	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 2	mSv/h	57	主蒸気隔離弁外側 C 全閉	-	100	中間領域モニタレベル A	%
16	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 3	mSv/h	58	主蒸気隔離弁外側 D 全閉	-	101	中間領域モニタレベル B	%
17	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 4	mSv/h	59	6.9 kV A 母線電圧値	kV	102	中間領域モニタレベル C	%
18	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 5	mSv/h	60	6.9 kV B 母線電圧値	kV	103	中間領域モニタレベル D	%
19	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 6	mSv/h	61	非常用 D/G 1A 遮断器	-	104	中間領域モニタレベル E	%
20	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 7	mSv/h	62	非常用 D/G 1B 遮断器	-	105	中間領域モニタレベル F	%
21	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 1	mSv/h	63	HPCS D/G 遮断器	-	106	原子炉隔離時冷却系(RCIC)ポンプ出口流量	m ³ /h
22	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 2	mSv/h	64	格納容器内蒸気放射線モニタ (D/W)(A)	Sv/h	107	6.9 kVメタケラ 1C 電圧	kV
23	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 3	mSv/h	65	格納容器内蒸気放射線モニタ (D/W)(B)	Sv/h	108	6.9 kVメタケラ 1D 電圧	kV
24	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 4	mSv/h	66	格納容器内蒸気放射線モニタ (S/C)(A)	Sv/h	109	6.9 kVメタケラ 1E 電圧	kV
25	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 5	mSv/h	67	格納容器内蒸気放射線モニタ (S/C)(B)	Sv/h	110	6.9 kVメタケラ 1H 電圧	kV
26	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 6	mSv/h	68	圧力容器胴体フランジ周囲温度最大値	°C	111	CAMS A モニタサンプアル選択	-
27	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 7	mSv/h	69	サプレッションプール水温最大値	°C	112	CAMS B モニタサンプアル選択	-
28	原子炉圧力	MPa	70	サプレッションプール水位	mm	113	原子炉積排気モニタ A	s-1
29	再循環ポンプ (A) 入口温度	°C	71	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (D/W)(A)	%	114	原子炉積排気モニタ B	s-1
30	再循環ポンプ (B) 入口温度	°C	72	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (D/W)(B)	%	115	原子炉積排気モニタ C	s-1
31	HPCS ポンプ出口流量	m ³ /h	73	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (S/C)(A)	%	116	原子炉積排気モニタ D	s-1
32	LPCS ポンプ出口流量	m ³ /h	74	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (S/C)(B)	%	117	SGTS A 作動	-
33	HPCS ポンプ遮断器信号	-	75	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (D/W)(A)	%	118	SGTS B 作動	-
34	LPCS ポンプ遮断器信号	-	76	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (D/W)(B)	%	119	主蒸気管モニタ A	A
35	ADS 作動 A	-	77	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (S/C)(A)	%	120	主蒸気管モニタ B	A
36	ADS 作動 B	-	78	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (S/C)(B)	%	121	主蒸気管モニタ C	A
37	RHR ポンプ (A) 出口流量	m ³ /h	79	全給水流速	t/h	122	主蒸気管モニタ D	A
38	RHR ポンプ (B) 出口流量	m ³ /h	80	RCIC 作動状態	-	123	放水放射線モニタ	s-1
39	RHR ポンプ (C) 出口流量	m ³ /h	81	逃がし安全弁 (A) 全閉	-	124	蒸気式空気抽出器排ガスモニタ	A
40	RHR ポンプ (A) 遮断器信号	-	82	逃がし安全弁 (B) 全閉	-	125	燃料取替エリアモニタ (高レンジ)	mSv/h
41	RHR ポンプ (B) 遮断器信号	-	83	逃がし安全弁 (C) 全閉	-	126	燃料取替エリアモニタ (低レンジ)	mSv/h
42	RHR ポンプ (C) 遮断器信号	-	84	逃がし安全弁 (D) 全閉	-			

修正前

修正後

備考

別表-1.3 E R S S 伝送項目 (1 / 2)

(1 号機)

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	排気筒高レンジモニタ (A)	A	43	原子炉水位 (広帯域)	mm	85	逃がし安全弁 (E) 全閉	-
2	排気筒高レンジモニタ (B)	A	44	原子炉水位 (燃料罐)	mm	86	逃がし安全弁 (F) 全閉	-
3	排気筒高レンジモニタ (A)	s-1	45	平均出力モニタレベル平均	mm	87	逃がし安全弁 (G) 全閉	-
4	排気筒高レンジモニタ (B)	s-1	46	全制御棒全挿入	%	88	RHR(A) PCV 第 1 ストレイ弁全閉	-
5	SGTS 高レンジモニタ (A)	A	47	ドラワイエセル圧力	kPa [abs]	89	RHR(A) PCV 第 2 ストレイ弁全閉	-
6	SGTS 高レンジモニタ (B)	A	48	サプレッションチェンバ圧力	kPa [abs]	90	RHR(B) PCV 第 1 ストレイ弁全閉	-
7	SGTS 低レンジモニタ (A)	s-1	49	PCIS 隔離信号内側トリップ	-	91	RHR(B) PCV 第 2 ストレイ弁全閉	-
8	SGTS 低レンジモニタ (B)	s-1	50	PCIS 隔離信号外側トリップ	-	92	RHR(A) 注入弁全閉	-
9	風向 EL 1.2 2 m (風重型)	-	51	主蒸気隔離弁内側 A 全閉	-	93	RHR(B) 注入弁全閉	-
10	風向 EL 6.2 m (風重型)	-	52	主蒸気隔離弁内側 B 全閉	-	94	RHR(C) 注入弁全閉	-
11	風速 EL 1.2 2 m (風重型)	m/s	53	主蒸気隔離弁内側 C 全閉	-	95	中性子源領域モニタ A	s-1
12	風速 EL 6.2 m (風重型)	m/s	54	主蒸気隔離弁内側 D 全閉	-	96	中性子源領域モニタ B	s-1
13	大気安定度	-	55	主蒸気隔離弁外側 A 全閉	-	97	中性子源領域モニタ C	s-1
14	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 1	mSv/h	56	主蒸気隔離弁外側 B 全閉	-	98	中性子源領域モニタ D	s-1
15	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 2	mSv/h	57	主蒸気隔離弁外側 C 全閉	-	100	中間領域モニタレベル A	%
16	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 3	mSv/h	58	主蒸気隔離弁外側 D 全閉	-	101	中間領域モニタレベル B	%
17	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 4	mSv/h	59	6.9 kV A 母線電圧値	kV	102	中間領域モニタレベル C	%
18	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 5	mSv/h	60	6.9 kV B 母線電圧値	kV	103	中間領域モニタレベル D	%
19	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 6	mSv/h	61	非常用 D/G 1A 遮断器	-	104	中間領域モニタレベル E	%
20	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 7	mSv/h	62	非常用 D/G 1B 遮断器	-	105	中間領域モニタレベル F	%
21	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 1	mSv/h	63	HPCS D/G 遮断器	-	106	原子炉隔離時冷却系(RCIC)ポンプ出口流量	m ³ /h
22	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 2	mSv/h	64	格納容器内蒸気放射線モニタ (D/W)(A)	Sv/h	107	6.9 kVメタケラ 1C 電圧	kV
23	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 3	mSv/h	65	格納容器内蒸気放射線モニタ (D/W)(B)	Sv/h	108	6.9 kVメタケラ 1D 電圧	kV
24	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 4	mSv/h	66	格納容器内蒸気放射線モニタ (S/C)(A)	Sv/h	109	6.9 kVメタケラ 1E 電圧	kV
25	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 5	mSv/h	67	格納容器内蒸気放射線モニタ (S/C)(B)	Sv/h	110	6.9 kVメタケラ 1H 電圧	kV
26	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 6	mSv/h	68	圧力容器胴体フランジ周囲温度最大値	°C	111	CAMS A モニタサンプアル選択	-
27	モニタリングガスタスト高レンジ NO. 7	mSv/h	69	サプレッションプール水温最大値	°C	112	CAMS B モニタサンプアル選択	-
28	原子炉圧力	MPa	70	サプレッションプール水位	mm	113	原子炉積排気モニタ A	s-1
29	再循環ポンプ (A) 入口温度	°C	71	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (D/W)(A)	%	114	原子炉積排気モニタ B	s-1
30	再循環ポンプ (B) 入口温度	°C	72	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (D/W)(B)	%	115	原子炉積排気モニタ C	s-1
31	HPCS ポンプ出口流量	m ³ /h	73	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (S/C)(A)	%	116	原子炉積排気モニタ D	s-1
32	LPCS ポンプ出口流量	m ³ /h	74	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (S/C)(B)	%	117	SGTS A 作動	-
33	HPCS ポンプ遮断器信号	-	75	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (D/W)(A)	%	118	SGTS B 作動	-
34	LPCS ポンプ遮断器信号	-	76	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (D/W)(B)	%	119	主蒸気管モニタ A	A
35	ADS 作動 A	-	77	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (S/C)(A)	%	120	主蒸気管モニタ B	A
36	ADS 作動 B	-	78	格納容器内蒸気水蒸気濃度モニタ (S/C)(B)	%	121	主蒸気管モニタ C	A
37	RHR ポンプ (A) 出口流量	m ³ /h	79	全給水流速	t/h	122	主蒸気管モニタ D	A
38	RHR ポンプ (B) 出口流量	m ³ /h	80	RCIC 作動状態	-	123	放水放射線モニタ	s-1
39	RHR ポンプ (C) 出口流量	m ³ /h	81	逃がし安全弁 (A) 全閉	-	124	蒸気式空気抽出器排ガスモニタ	A
40	RHR ポンプ (A) 遮断器信号	-	82	逃がし安全弁 (B) 全閉	-	125	燃料取替エリアモニタ (高レンジ)	mSv/h
41	RHR ポンプ (B) 遮断器信号	-	83	逃がし安全弁 (C) 全閉	-	126	燃料取替エリアモニタ (低レンジ)	mSv/h
42	RHR ポンプ (C) 遮断器信号	-	84	逃がし安全弁 (D) 全閉	-			

別表番号の変更

修正前

修正後

備考

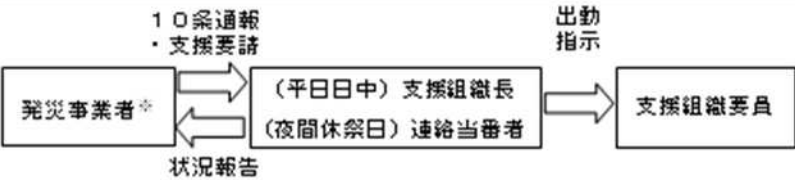
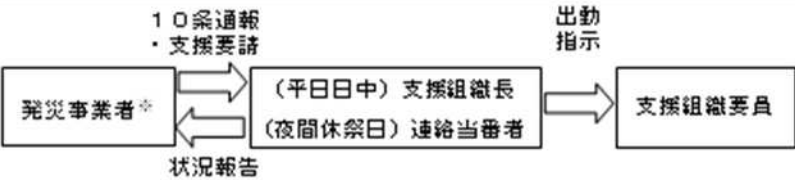
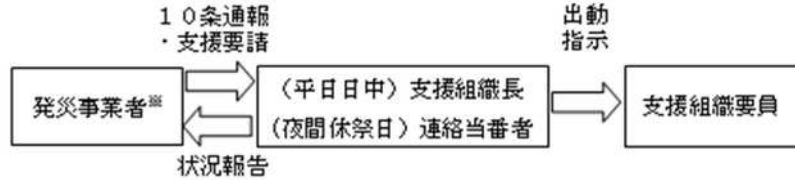
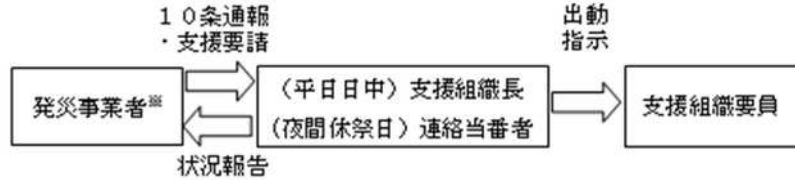
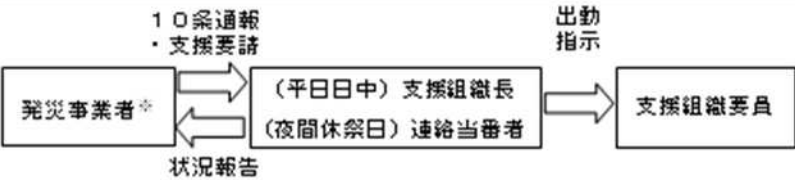
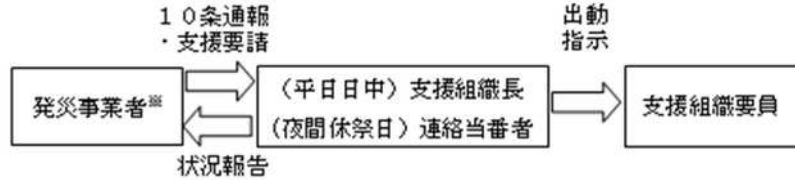
別表番号の変更

別表-1.2 ERS伝送項目 (2/2)

No.	装置伝送項目	単位	装置伝送項目	単位
1	排気筒高圧レンジ分(A)	A	121 RHR格納容器冷却用蒸気加熱炉(B)全開	-
2	排気筒高圧レンジ分(B)	A	122 RHR格納容器冷却用蒸気加熱炉(B)全開	-
3	排気筒高圧レンジ分(A)	s-1	123 RHR格納容器冷却用蒸気加熱炉(C)全開	-
4	排気筒高圧レンジ分(B)	s-1	124 RHR格納容器冷却用蒸気加熱炉(C)全開	-
5	SGT S低圧レンジ分(A)	A	125 RHR注入口配管弁(A)全開	-
6	SGT S低圧レンジ分(B)	A	126 RHR注入口配管弁(B)全開	-
7	SGT S低圧レンジ分(A)	s-1	127 RHR注入口配管弁(C)全開	-
8	SGT S低圧レンジ分(B)	s-1	128 RHR注入口配管弁(A)全開	-
9	原回EL1.22m(原燃炉)	-	129 RHR注入口配管弁(B)全開	-
10	原回EL1.22m(原燃炉)	m/s	130 RHR注入口配管弁(C)全開	-
11	原回EL1.22m(原燃炉)	m/s	131 SRNM(A) 対放射線	s-1
12	原回EL1.22m(原燃炉)	m/s	132 SRNM(B) 対放射線	s-1
13	大気安全壁	-	133 SRNM(C) 対放射線	s-1
14	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	134 SRNM(D) 対放射線	s-1
15	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	135 SRNM(E) 対放射線	s-1
16	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	136 SRNM(F) 対放射線	s-1
17	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	137 SRNM(G) 対放射線	s-1
18	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	138 SRNM(H) 対放射線	s-1
19	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	139 SRNM(J) 対放射線	s-1
20	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	140 SRNM(L) 対放射線	s-1
21	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	141 原子炉主-1 SW運転位置	-
22	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	142 SRNM(A) 対放射線出力	%
23	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	143 SRNM(B) 対放射線出力	%
24	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	144 SRNM(C) 対放射線出力	%
25	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	145 SRNM(D) 対放射線出力	%
26	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	146 SRNM(E) 対放射線出力	%
27	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	147 SRNM(F) 対放射線出力	%
28	原子炉出力	Mpa	148 SRNM(G) 対放射線出力	%
29	炉水温度	℃	149 SRNM(H) 対放射線出力	%
30	HPCF (B) 冷却流量	m3/h	150 SRNM(I) 対放射線出力	%
31	HPCF (C) 冷却流量	m3/h	151 SRNM(L) 対放射線出力	%
32	HPCFボンプ(B) 起動	-	152 原子炉排気温度(A)	s-1
33	HPCFボンプ(C) 起動	-	153 原子炉排気温度(B)	s-1
34	ADS A 作動	-	154 原子炉排気温度(C)	s-1
35	ADS B 作動	-	155 原子炉排気温度(D)	s-1
36	RHR (A) 冷却流量	m3/h	156 SGT S (A) 起動	-
37	RHR (B) 冷却流量	m3/h	157 SGT S (B) 起動	-
38	RHR (C) 冷却流量	m3/h	158 主2次高圧レンジ分(A)	A
39	RHRボンプ(A) 起動	-	159 主2次高圧レンジ分(B)	A
40	RHRボンプ(B) 起動	-	160 主2次高圧レンジ分(C)	A
41	RHRボンプ(C) 起動	-	161 主2次高圧レンジ分(D)	A
42	原子炉水位(仮乗組)	mm	162 散水冷却機主-2	s-1
43	原子炉水位(燃料組)	mm	163 散水冷却機出力調節弁主-2	A
44	APRM (平均値)	%	164 CAMS (A) D/W測定中	-
45	全副機全停	-	165 CAMS (B) D/W測定中	-
46	A安全制御機全停	-	166 CAMS (A) S/C測定中	-
47	B安全制御機全停	-	167 CAMS (B) S/C測定中	-
48	トワイエル圧力(仮乗組)	kPa	168 使用済燃料貯蔵プール水位	mm
49	トワイエル圧力(仮乗組)	kPa	169 使用済燃料貯蔵プール温度	℃
50	PCI S監視器音内側トリップ	-		
51	PCI S監視器音外側トリップ	-		
52	主2次高圧調整弁全開	-		
53	主2次高圧調整弁内側全開	-		
54	主2次高圧調整弁内側全開	-		
55	主2次高圧調整弁内側全開	-		
56	主2次高圧調整弁内側全開	-		
57	主2次高圧調整弁内側全開	-		
58	主2次高圧調整弁内側全開	-		
59	主2次高圧調整弁内側全開	-		
60	主2次高圧調整弁内側全開	-		

別表-1.3 ERS伝送項目 (2/2)

No.	装置伝送項目	単位	装置伝送項目	単位
61	排気筒高圧レンジ分(A)	A	121 RHR格納容器冷却用蒸気加熱炉(B)全開	-
62	排気筒高圧レンジ分(B)	A	122 RHR格納容器冷却用蒸気加熱炉(B)全開	-
63	排気筒高圧レンジ分(A)	s-1	123 RHR格納容器冷却用蒸気加熱炉(C)全開	-
64	排気筒高圧レンジ分(B)	s-1	124 RHR格納容器冷却用蒸気加熱炉(C)全開	-
65	SGT S低圧レンジ分(A)	A	125 RHR注入口配管弁(A)全開	-
66	SGT S低圧レンジ分(B)	A	126 RHR注入口配管弁(B)全開	-
67	SGT S低圧レンジ分(A)	s-1	127 RHR注入口配管弁(C)全開	-
68	SGT S低圧レンジ分(B)	s-1	128 RHR注入口配管弁(A)全開	-
69	原回EL1.22m(原燃炉)	-	129 RHR注入口配管弁(B)全開	-
70	原回EL1.22m(原燃炉)	m/s	130 RHR注入口配管弁(C)全開	-
71	原回EL1.22m(原燃炉)	m/s	131 SRNM(A) 対放射線	s-1
72	原回EL1.22m(原燃炉)	m/s	132 SRNM(B) 対放射線	s-1
73	原回EL1.22m(原燃炉)	m/s	133 SRNM(C) 対放射線	s-1
74	原回EL1.22m(原燃炉)	m/s	134 SRNM(D) 対放射線	s-1
75	大気安全壁	-	135 SRNM(E) 対放射線	s-1
76	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	136 SRNM(F) 対放射線	s-1
77	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	137 SRNM(G) 対放射線	s-1
78	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	138 SRNM(H) 対放射線	s-1
79	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	139 SRNM(J) 対放射線	s-1
80	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	140 SRNM(L) 対放射線	s-1
81	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	141 原子炉主-1 SW運転位置	-
82	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	142 SRNM(A) 対放射線出力	%
83	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	143 SRNM(B) 対放射線出力	%
84	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	144 SRNM(C) 対放射線出力	%
85	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	145 SRNM(D) 対放射線出力	%
86	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	146 SRNM(E) 対放射線出力	%
87	主2次リコグボス上高レンジ分	n6y/h	147 SRNM(F) 対放射線出力	%
88	原子炉出力	Mpa	148 SRNM(G) 対放射線出力	%
89	炉水温度	℃	149 SRNM(H) 対放射線出力	%
90	HPCF (B) 冷却流量	m3/h	150 SRNM(I) 対放射線出力	%
91	HPCF (C) 冷却流量	m3/h	151 SRNM(L) 対放射線出力	%
92	HPCFボンプ(B) 起動	-	152 原子炉排気温度(A)	s-1
93	HPCFボンプ(C) 起動	-	153 原子炉排気温度(B)	s-1
94	ADS A 作動	-	154 原子炉排気温度(C)	s-1
95	ADS B 作動	-	155 原子炉排気温度(D)	s-1
96	RHR (A) 冷却流量	m3/h	156 SGT S (A) 起動	-
97	RHR (B) 冷却流量	m3/h	157 SGT S (B) 起動	-
98	RHR (C) 冷却流量	m3/h	158 主2次高圧レンジ分(A)	A
99	RHRボンプ(A) 起動	-	159 主2次高圧レンジ分(B)	A
100	RHRボンプ(B) 起動	-	160 主2次高圧レンジ分(C)	A
101	RHRボンプ(C) 起動	-	161 主2次高圧レンジ分(D)	A
102	原子炉水位(仮乗組)	mm	162 散水冷却機主-2	s-1
103	原子炉水位(燃料組)	mm	163 散水冷却機出力調節弁主-2	A
104	APRM (平均値)	%	164 CAMS (A) D/W測定中	-
105	全副機全停	-	165 CAMS (B) D/W測定中	-
106	A安全制御機全停	-	166 CAMS (A) S/C測定中	-
107	B安全制御機全停	-	167 CAMS (B) S/C測定中	-
108	トワイエル圧力(仮乗組)	kPa	168 使用済燃料貯蔵プール水位	mm
109	トワイエル圧力(仮乗組)	kPa	169 使用済燃料貯蔵プール温度	℃
110	PCI S監視器音内側トリップ	-		
111	PCI S監視器音外側トリップ	-		
112	主2次高圧調整弁全開	-		
113	主2次高圧調整弁内側全開	-		
114	主2次高圧調整弁内側全開	-		
115	主2次高圧調整弁内側全開	-		
116	主2次高圧調整弁内側全開	-		
117	主2次高圧調整弁内側全開	-		
118	主2次高圧調整弁内側全開	-		
119	主2次高圧調整弁内側全開	-		
120	主2次高圧調整弁内側全開	-		

修正前	修正後	備考																																												
<p style="text-align: center;">別表-13 原子力緊急事態支援組織 (1/2)</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="243 365 1172 525"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>21名(所長、支援組織要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="243 579 1172 1125"> <tr> <td>資機材の集中管理</td> <td>保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td> <td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td> <td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table> <p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p> <table border="1" data-bbox="243 1180 1172 1860"> <tr> <td>災害発生時の連絡体制 (24時間365日オンコール体制)</td> <td>  <p>10条通報・支援要請 → (平日日中)支援組織長 → 支援組織要員 (夜間休祭日)連絡当番者 状況報告 ← 支援組織要員 ← (平日日中)支援組織長 ← (夜間休祭日)連絡当番者</p> </td> </tr> <tr> <td>発災事業者への支援内容</td> <td> <p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 </td> </tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要員数	21名(所長、支援組織要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制 (24時間365日オンコール体制)	 <p>10条通報・支援要請 → (平日日中)支援組織長 → 支援組織要員 (夜間休祭日)連絡当番者 状況報告 ← 支援組織要員 ← (平日日中)支援組織長 ← (夜間休祭日)連絡当番者</p>	発災事業者への支援内容	<p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 	<p style="text-align: center;">別表-14 原子力緊急事態支援組織 (1/2)</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="1418 365 2347 525"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>21名(所長、支援組織要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="1418 579 2347 1125"> <tr> <td>資機材の集中管理</td> <td>保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td> <td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td> <td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table> <p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p> <table border="1" data-bbox="1418 1180 2347 1860"> <tr> <td>災害発生時の連絡体制 (24時間365日オンコール体制)</td> <td>  <p>10条通報・支援要請 → (平日日中)支援組織長 → 支援組織要員 (夜間休祭日)連絡当番者 状況報告 ← 支援組織要員 ← (平日日中)支援組織長 ← (夜間休祭日)連絡当番者</p> </td> </tr> <tr> <td>発災事業者への支援内容</td> <td> <p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 </td> </tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要員数	21名(所長、支援組織要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制 (24時間365日オンコール体制)	 <p>10条通報・支援要請 → (平日日中)支援組織長 → 支援組織要員 (夜間休祭日)連絡当番者 状況報告 ← 支援組織要員 ← (平日日中)支援組織長 ← (夜間休祭日)連絡当番者</p>	発災事業者への支援内容	<p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 	<p>別表番号の変更</p>
実施主体	日本原子力発電株式会社																																													
名称	美浜原子力緊急事態支援センター																																													
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																																													
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																																													
要員数	21名(所長、支援組織要員)																																													
資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																													
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																													
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																													
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																													
災害発生時の連絡体制 (24時間365日オンコール体制)	 <p>10条通報・支援要請 → (平日日中)支援組織長 → 支援組織要員 (夜間休祭日)連絡当番者 状況報告 ← 支援組織要員 ← (平日日中)支援組織長 ← (夜間休祭日)連絡当番者</p>																																													
発災事業者への支援内容	<p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 																																													
実施主体	日本原子力発電株式会社																																													
名称	美浜原子力緊急事態支援センター																																													
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																																													
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																																													
要員数	21名(所長、支援組織要員)																																													
資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																													
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																													
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																													
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																													
災害発生時の連絡体制 (24時間365日オンコール体制)	 <p>10条通報・支援要請 → (平日日中)支援組織長 → 支援組織要員 (夜間休祭日)連絡当番者 状況報告 ← 支援組織要員 ← (平日日中)支援組織長 ← (夜間休祭日)連絡当番者</p>																																													
発災事業者への支援内容	<p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 																																													

修正前	修正後	備 考																																																												
<p style="text-align: center;">別表-1.3 原子力緊急事態支援組織 (2/2)</p> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="240 621 1210 1020"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遠隔操作 資機材</td> <td>小型ロボット (現場偵察 (撮影、放射線測定) 用)</td> <td>6台</td> <td rowspan="11">資機材 保管庫・車庫棟</td> </tr> <tr> <td>中型ロボット (障害物撤去用)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>無線重機 (屋外のがれき等の撤去用)</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>無線ヘリコプター (高所からの偵察)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">現地活動用 資機材</td> <td>放射線防護用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理、除染用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>作業用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬送用 車両</td> <td>ワゴン車 (要員・軽資機材搬送)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>大型トラック (重機搬送)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>中型トラック (ロボット搬送等)</td> <td>8台</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作 資機材	小型ロボット (現場偵察 (撮影、放射線測定) 用)	6台	資機材 保管庫・車庫棟	中型ロボット (障害物撤去用)	2台	無線重機 (屋外のがれき等の撤去用)	3台	無線ヘリコプター (高所からの偵察)	2台	現地活動用 資機材	放射線防護用資機材	1式	放射線管理、除染用資機材	1式	作業用資機材	1式	一般資機材	1式	搬送用 車両	ワゴン車 (要員・軽資機材搬送)	2台	大型トラック (重機搬送)	2台	中型トラック (ロボット搬送等)	8台	<p style="text-align: center;">別表-1.4 原子力緊急事態支援組織 (2/2)</p> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回/年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1377 627 2368 1035"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">遠隔操作 資機材</td> <td>小型ロボット (現場偵察 (撮影、放射線測定) 用)</td> <td>6台</td> <td rowspan="11">資機材 保管庫・車庫棟</td> </tr> <tr> <td>中型ロボット (障害物撤去用)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>無線重機 (屋外のがれき等の撤去用)</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>無線ヘリコプター (高所からの偵察)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放射線防護用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">現地活動用 資機材</td> <td>放射線管理、除染用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>作業用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬送用 車両</td> <td>ワゴン車 (要員・軽資機材搬送)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>大型トラック (重機搬送)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>中型トラック (ロボット搬送等)</td> <td>8台</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作 資機材	小型ロボット (現場偵察 (撮影、放射線測定) 用)	6台	資機材 保管庫・車庫棟	中型ロボット (障害物撤去用)	2台	無線重機 (屋外のがれき等の撤去用)	3台	無線ヘリコプター (高所からの偵察)	2台	放射線防護用資機材	1式	現地活動用 資機材	放射線管理、除染用資機材	1式	作業用資機材	1式	一般資機材	1式	搬送用 車両	ワゴン車 (要員・軽資機材搬送)	2台	大型トラック (重機搬送)	2台	中型トラック (ロボット搬送等)	8台	<p>別表番号の変更</p>
分類	名 称	数量	保管場所																																																											
遠隔操作 資機材	小型ロボット (現場偵察 (撮影、放射線測定) 用)	6台	資機材 保管庫・車庫棟																																																											
	中型ロボット (障害物撤去用)	2台																																																												
	無線重機 (屋外のがれき等の撤去用)	3台																																																												
	無線ヘリコプター (高所からの偵察)	2台																																																												
現地活動用 資機材	放射線防護用資機材	1式																																																												
	放射線管理、除染用資機材	1式																																																												
	作業用資機材	1式																																																												
	一般資機材	1式																																																												
搬送用 車両	ワゴン車 (要員・軽資機材搬送)	2台																																																												
	大型トラック (重機搬送)	2台																																																												
	中型トラック (ロボット搬送等)	8台																																																												
分類	名 称	数量	保管場所																																																											
遠隔操作 資機材	小型ロボット (現場偵察 (撮影、放射線測定) 用)	6台	資機材 保管庫・車庫棟																																																											
	中型ロボット (障害物撤去用)	2台																																																												
	無線重機 (屋外のがれき等の撤去用)	3台																																																												
	無線ヘリコプター (高所からの偵察)	2台																																																												
	放射線防護用資機材	1式																																																												
現地活動用 資機材	放射線管理、除染用資機材	1式																																																												
	作業用資機材	1式																																																												
	一般資機材	1式																																																												
	搬送用 車両	ワゴン車 (要員・軽資機材搬送)		2台																																																										
大型トラック (重機搬送)		2台																																																												
中型トラック (ロボット搬送等)		8台																																																												

修正前	修正後	備 考																						
なし	<p style="text-align: center;"><u>別表-15 原子力安全研究協会</u></p> <p><u>1. 原子力安全研究協会の概要</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 478 2368 550"> <tr> <td>名 称</td> <td>公益財団法人 原子力安全研究協会</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>東京都港区新橋五丁目18番7号6</td> </tr> </table> <p><u>2. 平常時の主な業務</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 667 2368 865"> <tr> <td>医師等の待機等</td> <td>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者との連携</td> <td>災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table> <p><u>3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容</u></p> <div data-bbox="1380 982 2368 1333"> <p>災害発生時の連絡体制</p> <p>発災事業者※ → 原子力安全研究協会 → 原子力安全研究協会 医師等の要員</p> <p>状況報告 ← 原子力安全研究協会</p> <p>原子力災害 医療支援要請</p> <p>出動 指示</p> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <p>発災事業者への支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 </div> <p><u>4. 保有資機材一覧</u></p> <p>原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1380 1516 2368 1690"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現地活動用 資機材</td> <td>医療用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>通信用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会	所 在 地	東京都港区新橋五丁目18番7号6	医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。	原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。	分類	名 称	数量	現地活動用 資機材	医療用資機材	1式	通信用資機材	1式	放射線管理資機材	1式	一般資機材	1式	<p>原子力規制庁からの指導により 原子力災害医療活動の記載充実</p>
名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会																							
所 在 地	東京都港区新橋五丁目18番7号6																							
医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。																							
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。																							
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。																							
分類	名 称	数量																						
現地活動用 資機材	医療用資機材	1式																						
	通信用資機材	1式																						
	放射線管理資機材	1式																						
	一般資機材	1式																						

修正前	修正後	備 考																								
<p style="text-align: center;">別表-1.4 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <table border="1" data-bbox="184 436 1240 1054"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>北電産業株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>富山市牛島町13番15号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> 1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="184 1142 1240 1675"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都台東区上野五丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> 美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 </td> </tr> </table>	法人の名称	北電産業株式会社	主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号	業務の範囲及び実施方法	1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目2番1号	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援	<p style="text-align: center;">別表-1.6 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <table border="1" data-bbox="1323 436 2368 1054"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>北電産業株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>富山市牛島町13番15号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> 1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1323 1142 2368 1675"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都台東区上野五丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> 美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 </td> </tr> </table>	法人の名称	北電産業株式会社	主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号	業務の範囲及び実施方法	1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目2番1号	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援	<p>別表番号の変更</p>
法人の名称	北電産業株式会社																									
主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号																									
業務の範囲及び実施方法	1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項																									
法人の名称	日本原子力発電株式会社																									
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目2番1号																									
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援																									
法人の名称	北電産業株式会社																									
主たる事務所の所在地	富山市牛島町13番15号																									
業務の範囲及び実施方法	1. 取放水槽等からの海水取水活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの流木処理 ・取水ポンプの設置、耐震防火水槽等へのホース布設作業 2. 原子炉、使用済燃料貯蔵プールへの注水活動に関する事項 ・代替注水送水口、使用済燃料貯蔵プールへのホース敷設作業 ・消防車による注水作業 3. アクセスルートの確保活動に関する事項 ・耐震防火水槽・取水口周りの津波堆積物の撤去 ・アクセス道路の土砂の撤去、整地作業 4. 消防車等への燃料補給に関する事項																									
法人の名称	日本原子力発電株式会社																									
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目2番1号																									
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援																									

修正前	修正後	備 考																														
<p data-bbox="281 331 1142 373">別表-15 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣</p> <p data-bbox="201 430 816 462"><オフサイトセンターにおける業務に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="222 472 1246 703"> <thead> <tr> <th>原子力防災組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長代理又は副本部長</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>プラント班</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="201 760 1261 791"><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項> [石川県派遣]</p> <table border="1" data-bbox="222 802 1246 940"> <thead> <tr> <th>原子力防災組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復旧班</td> <td rowspan="2">12人</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災組織	派遣人数	本部長代理又は副本部長	1人	情報班	5人	広報班	2人	プラント班	1人	原子力防災組織	派遣人数	復旧班	12人	放射線管理班	<p data-bbox="1409 346 2240 388">別表-17 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣</p> <p data-bbox="1335 436 1929 468"><オフサイトセンターにおける業務に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="1350 478 2344 709"> <thead> <tr> <th>原子力防災組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長代理又は副本部長</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>プラント班</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1335 751 2359 783"><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項> [石川県派遣]</p> <table border="1" data-bbox="1350 793 2344 932"> <thead> <tr> <th>原子力防災組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復旧班</td> <td rowspan="2">12人</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災組織	派遣人数	本部長代理又は副本部長	1人	情報班	5人	広報班	2人	プラント班	1人	原子力防災組織	派遣人数	復旧班	12人	放射線管理班	<p data-bbox="2418 352 2611 384">別表番号の変更</p>
原子力防災組織	派遣人数																															
本部長代理又は副本部長	1人																															
情報班	5人																															
広報班	2人																															
プラント班	1人																															
原子力防災組織	派遣人数																															
復旧班	12人																															
放射線管理班																																
原子力防災組織	派遣人数																															
本部長代理又は副本部長	1人																															
情報班	5人																															
広報班	2人																															
プラント班	1人																															
原子力防災組織	派遣人数																															
復旧班	12人																															
放射線管理班																																

修正前	修正後	備 考																								
<p data-bbox="320 352 1062 388">別表-16 緊急事態応急対策における災害対策班員の派遣</p> <p data-bbox="222 436 765 468"><オフサイトセンターにおける業務に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="231 474 1154 558"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力班</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="222 604 1160 636"><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項> [富山県派遣]</p> <table border="1" data-bbox="231 642 1154 726"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力情報班</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="222 814 914 846"><原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="231 852 1154 936"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力班</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策組織	派遣人数	原子力班	1人	災害対策組織	派遣人数	原子力情報班	2人	災害対策組織	派遣人数	原子力班	2人	<p data-bbox="1486 342 2228 378">別表-18 緊急事態応急対策における災害対策班員の派遣</p> <p data-bbox="1389 426 1932 457"><オフサイトセンターにおける業務に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="1397 464 2320 548"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力班</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1389 594 2326 625"><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項> [富山県派遣]</p> <table border="1" data-bbox="1397 632 2320 716"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力情報班</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1389 804 2080 835"><原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="1397 842 2320 926"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力班</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策組織	派遣人数	原子力班	1人	災害対策組織	派遣人数	原子力情報班	2人	災害対策組織	派遣人数	原子力班	2人	<p data-bbox="2427 352 2614 384">別表番号の変更</p>
災害対策組織	派遣人数																									
原子力班	1人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力情報班	2人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力班	2人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力班	1人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力情報班	2人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力班	2人																									

修正前	修正後	備 考																																														
<p style="text-align: center;">別表-17 緊急事態応急対策において貸与する原子力防災資機材等</p> <p><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="189 466 1258 890"> <thead> <tr> <th>貸与先</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">石川県</td> <td>γ線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>個人用線量計</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td>ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>サーベーカー</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富山県</td> <td>γ線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>サーベーカー</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	貸与先	名 称	数 量	石川県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台	積算線量計	100台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台	個人用線量計	30台	ダストサンプラ	2台	モニタリングカー	1台	サーベーカー	2台	富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台	サーベーカー	1台	<p style="text-align: center;">別表-19 緊急事態応急対策において貸与する原子力防災資機材等</p> <p><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="1329 457 2398 882"> <thead> <tr> <th>貸与先</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">石川県</td> <td>γ線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>個人用線量計</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td>ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>サーベーカー</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富山県</td> <td>γ線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>サーベーカー</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	貸与先	名 称	数 量	石川県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台	積算線量計	100台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台	個人用線量計	30台	ダストサンプラ	2台	モニタリングカー	1台	サーベーカー	2台	富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台	サーベーカー	1台	<p>別表番号の変更</p>
貸与先	名 称	数 量																																														
石川県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台																																														
	積算線量計	100台																																														
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台																																														
	個人用線量計	30台																																														
	ダストサンプラ	2台																																														
	モニタリングカー	1台																																														
	サーベーカー	2台																																														
富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台																																														
	サーベーカー	1台																																														
貸与先	名 称	数 量																																														
石川県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台																																														
	積算線量計	100台																																														
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台																																														
	個人用線量計	30台																																														
	ダストサンプラ	2台																																														
	モニタリングカー	1台																																														
	サーベーカー	2台																																														
富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台																																														
	サーベーカー	1台																																														

修正前	修正後	備 考																		
<p data-bbox="290 352 1110 390">別表-18 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣</p> <p data-bbox="216 443 513 474"><広報活動に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="225 478 1175 564"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 478 700 520">原子力防災組織</th> <th data-bbox="700 478 1175 520">派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 520 700 564">広報班</td> <td data-bbox="700 520 1175 564">1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="216 615 1181 646"><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項> [石川県派遣]</p> <table border="1" data-bbox="225 651 1175 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 651 700 693">原子力防災組織</th> <th data-bbox="700 651 1175 693">派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 693 700 735">復旧班</td> <td data-bbox="700 693 1175 735" rowspan="2">12人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 735 700 779">放射線管理班</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災組織	派遣人数	広報班	1人	原子力防災組織	派遣人数	復旧班	12人	放射線管理班	<p data-bbox="1433 352 2252 390">別表-20 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣</p> <p data-bbox="1359 443 1656 474"><広報活動に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="1368 478 2318 564"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 478 1843 520">原子力防災組織</th> <th data-bbox="1843 478 2318 520">派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 520 1843 564">広報班</td> <td data-bbox="1843 520 2318 564">1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1359 615 2323 646"><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項> [石川県派遣]</p> <table border="1" data-bbox="1368 651 2318 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 651 1843 693">原子力防災組織</th> <th data-bbox="1843 651 2318 693">派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 693 1843 735">復旧班</td> <td data-bbox="1843 693 2318 735" rowspan="2">12人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 735 1843 779">放射線管理班</td> </tr> </tbody> </table>	原子力防災組織	派遣人数	広報班	1人	原子力防災組織	派遣人数	復旧班	12人	放射線管理班	<p data-bbox="2421 352 2614 384">別表番号の変更</p>
原子力防災組織	派遣人数																			
広報班	1人																			
原子力防災組織	派遣人数																			
復旧班	12人																			
放射線管理班																				
原子力防災組織	派遣人数																			
広報班	1人																			
原子力防災組織	派遣人数																			
復旧班	12人																			
放射線管理班																				

修正前	修正後	備 考																								
<p data-bbox="305 327 1151 363">別表-19 原子力災害事後対策における災害対策班員の派遣</p> <p data-bbox="210 422 522 453"><広報活動に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="219 459 1234 552"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力班</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="210 606 1243 638"><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項> [富山県派遣]</p> <table border="1" data-bbox="219 644 1234 737"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力情報班</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="210 835 967 867"><原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="219 873 1234 966"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力班</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策組織	派遣人数	原子力班	1人	災害対策組織	派遣人数	原子力情報班	2人	災害対策組織	派遣人数	原子力班	2人	<p data-bbox="1457 333 2303 369">別表-21 原子力災害事後対策における災害対策班員の派遣</p> <p data-bbox="1359 428 1670 459"><広報活動に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="1368 466 2383 558"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力班</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1359 613 2392 644"><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項> [富山県派遣]</p> <table border="1" data-bbox="1368 651 2383 743"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力情報班</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1359 842 2116 873"><原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項></p> <table border="1" data-bbox="1368 879 2383 972"> <thead> <tr> <th>災害対策組織</th> <th>派遣人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力班</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策組織	派遣人数	原子力班	1人	災害対策組織	派遣人数	原子力情報班	2人	災害対策組織	派遣人数	原子力班	2人	<p data-bbox="2421 306 2614 338">別表番号の変更</p>
災害対策組織	派遣人数																									
原子力班	1人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力情報班	2人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力班	2人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力班	1人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力情報班	2人																									
災害対策組織	派遣人数																									
原子力班	2人																									

修正前			修正後			備 考																																														
<p>別表-20 原子力災害事後対策において貸与する原子力防災資機材等</p> <p><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与先</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">石川県</td> <td>γ線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>個人用線量計</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td>ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>サーベーカー</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富山県</td> <td>γ線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>サーベーカー</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>			貸与先	名 称	数 量	石川県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台	積算線量計	100台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台	個人用線量計	30台	ダストサンプラ	2台	モニタリングカー	1台	サーベーカー	2台	富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台	サーベーカー	1台	<p>別表-22 原子力災害事後対策において貸与する原子力防災資機材等</p> <p><緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与先</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">石川県</td> <td>γ線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>個人用線量計</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td>ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>サーベーカー</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富山県</td> <td>γ線線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>サーベーカー</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>			貸与先	名 称	数 量	石川県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台	積算線量計	100台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台	個人用線量計	30台	ダストサンプラ	2台	モニタリングカー	1台	サーベーカー	2台	富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台	サーベーカー	1台	別表番号の変更
貸与先	名 称	数 量																																																		
石川県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台																																																		
	積算線量計	100台																																																		
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台																																																		
	個人用線量計	30台																																																		
	ダストサンプラ	2台																																																		
	モニタリングカー	1台																																																		
	サーベーカー	2台																																																		
富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台																																																		
	サーベーカー	1台																																																		
貸与先	名 称	数 量																																																		
石川県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	8台																																																		
	積算線量計	100台																																																		
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台																																																		
	個人用線量計	30台																																																		
	ダストサンプラ	2台																																																		
	モニタリングカー	1台																																																		
	サーベーカー	2台																																																		
富山県	γ線線量当量率測定用サーベイメータ	2台																																																		
	サーベーカー	1台																																																		

修正前	修正後	備 考																																																												
<p data-bbox="273 323 1190 394">別表-2.1 他の原子力事業者への原子力防災要員及び災害対策班員の派遣並びに資機材の貸与</p> <table border="1" data-bbox="186 443 1243 1062"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>人数・貸与数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>要員・班員</td><td>15人</td></tr> <tr><td>GMサーベイメータ</td><td>12台</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ダストサンプラ</td><td>2台</td></tr> <tr><td>警報付ポケット線量計</td><td>50個</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服</td><td>10着</td></tr> <tr><td>全面マスク</td><td>50個</td></tr> <tr><td>タイベックスーツ</td><td>1,000着</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td><td>2,000双</td></tr> <tr><td>遮へい材</td><td>100台</td></tr> <tr><td>モニタリングカー</td><td>1台</td></tr> <tr><td>Ge半導体検出装置</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホールボディカウンタ</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table>	項 目	人数・貸与数	要員・班員	15人	GMサーベイメータ	12台	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	電離箱サーベイメータ	1台	ダストサンプラ	2台	警報付ポケット線量計	50個	高線量対応防護服	10着	全面マスク	50個	タイベックスーツ	1,000着	ゴム手袋	2,000双	遮へい材	100台	モニタリングカー	1台	Ge半導体検出装置	1台	ホールボディカウンタ	1台	<p data-bbox="1418 323 2335 394">別表-2.3 他の原子力事業者への原子力防災要員及び災害対策班員の派遣並びに資機材の貸与</p> <table border="1" data-bbox="1329 443 2386 1062"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>人数・貸与数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>要員・班員</td><td>15人</td></tr> <tr><td>GMサーベイメータ</td><td>12台</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ダストサンプラ</td><td>2台</td></tr> <tr><td>警報付ポケット線量計</td><td>50個</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服</td><td>10着</td></tr> <tr><td>全面マスク</td><td>50個</td></tr> <tr><td>タイベックスーツ</td><td>1,000着</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td><td>2,000双</td></tr> <tr><td>遮へい材</td><td>100台</td></tr> <tr><td>モニタリングカー</td><td>1台</td></tr> <tr><td>Ge半導体検出装置</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホールボディカウンタ</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table>	項 目	人数・貸与数	要員・班員	15人	GMサーベイメータ	12台	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	電離箱サーベイメータ	1台	ダストサンプラ	2台	警報付ポケット線量計	50個	高線量対応防護服	10着	全面マスク	50個	タイベックスーツ	1,000着	ゴム手袋	2,000双	遮へい材	100台	モニタリングカー	1台	Ge半導体検出装置	1台	ホールボディカウンタ	1台	<p data-bbox="2421 352 2614 384">別表番号の変更</p>
項 目	人数・貸与数																																																													
要員・班員	15人																																																													
GMサーベイメータ	12台																																																													
NaIシンチレーションサーベイメータ	1台																																																													
電離箱サーベイメータ	1台																																																													
ダストサンプラ	2台																																																													
警報付ポケット線量計	50個																																																													
高線量対応防護服	10着																																																													
全面マスク	50個																																																													
タイベックスーツ	1,000着																																																													
ゴム手袋	2,000双																																																													
遮へい材	100台																																																													
モニタリングカー	1台																																																													
Ge半導体検出装置	1台																																																													
ホールボディカウンタ	1台																																																													
項 目	人数・貸与数																																																													
要員・班員	15人																																																													
GMサーベイメータ	12台																																																													
NaIシンチレーションサーベイメータ	1台																																																													
電離箱サーベイメータ	1台																																																													
ダストサンプラ	2台																																																													
警報付ポケット線量計	50個																																																													
高線量対応防護服	10着																																																													
全面マスク	50個																																																													
タイベックスーツ	1,000着																																																													
ゴム手袋	2,000双																																																													
遮へい材	100台																																																													
モニタリングカー	1台																																																													
Ge半導体検出装置	1台																																																													
ホールボディカウンタ	1台																																																													

修正前

修正後

備考

別表-2.2 各障壁の喪失又は喪失のおそれの判断基準

別表-2.4 各障壁の喪失又は喪失のおそれの判断基準

別表番号の変更

プラントパラメータ		燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	格納容器障壁
一次系	原子炉水位	有効燃料長上端未満	有効燃料長上端未満	-
		水位不明	水位不明	-
		有効燃料長の 2/3 炉水位未満 (L-0未満)	-	-
原子炉圧力	-	-	運転禁止領域	
その他	-	非常用原子炉減圧 操作の実施	-	
PCV	格納容器圧力	-	圧力高設定点以上 1号機：13.7kPa 2号機：13.7kPa	最高使用圧力以上 1号機：427kPa 2号機：310kPa
	格納容器温度	-	-	最高使用温度以上 1号機：171℃ 2号機：171℃
	サブプレッショ ンプール水温	-	-	運転禁止領域
	格納容器放射 線モニタ	燃料被覆管損傷と判断す る基準値を超えた場合 (AMG 導入条件)	指示値の有意な上昇	-
	格納容器雰囲気 (ガス) モニタ	-	-	燃焼が発生するガス濃度 以上(水素 4%、酸素 5% 以上)
	その他	-	-	非常用格納容器 ベントの実施
		-	-	隔離失敗により環境に 禁がる経路の形成*
建屋	建屋雰囲気 モニタ	-	基準温度(系統隔離温度) 以上で隔離失敗又は 隔離後基準温度以上	基準温度(系統隔離温度) 以上で隔離失敗又は 隔離後基準温度以上

プラントパラメータ		燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	格納容器障壁
一次系	原子炉水位	有効燃料長上端未満	有効燃料長上端未満	-
		水位不明	水位不明	-
		有効燃料長の 2/3 炉水位未満 (L-0未満)	-	-
原子炉圧力	-	-	運転禁止領域	
その他	-	非常用原子炉減圧 操作の実施	-	
PCV	格納容器圧力	-	圧力高設定点以上 1号機：13.7kPa 2号機：13.7kPa	最高使用圧力以上 1号機：427kPa 2号機：310kPa
	格納容器温度	-	-	最高使用温度以上 1号機：171℃ 2号機：171℃
	サブプレッショ ンプール水温	-	-	運転禁止領域
	格納容器放射 線モニタ	燃料被覆管損傷と判断す る基準値を超えた場合 (AMG 導入条件)	指示値の有意な上昇	-
	格納容器雰囲気 (ガス) モニタ	-	-	燃焼が発生するガス濃度 以上(水素 4%、酸素 5% 以上)
	その他	-	-	非常用格納容器 ベントの実施
		-	-	隔離失敗により環境に 禁がる経路の形成*
建屋	建屋雰囲気 モニタ	-	基準温度(系統隔離温度) 以上で隔離失敗又は 隔離後基準温度以上	基準温度(系統隔離温度) 以上で隔離失敗又は 隔離後基準温度以上

■: 喪失のおそれ、□: 喪失

■: 喪失のおそれ、□: 喪失

※ 隔離弁の下流が環境に禁がる経路がある系統(試料採取系、不活性ガス系、放射性ドレン移送系等)の隔離失敗、又は IS-LOCA 事象・PCV バウンダリ配管の損傷等により環境中への流出経路が形成された場合

※ 隔離弁の下流が環境に禁がる経路がある系統(試料採取系、不活性ガス系、放射性ドレン移送系等)の隔離失敗、又は IS-LOCA 事象・PCV バウンダリ配管の損傷等により環境中への流出経路が形成された場合

修正前				修正後				備考
別表-23 安全機器等一覧 (1/2)				別表-25 安全機器等一覧 (1/2)				別表番号の変更
(1号機)				(1号機)				
要求される機能	安全機器等	機器	重要区域	要求される機能	安全機器等	機器	重要区域	
高圧の非常用炉心冷却	RCIC	ポンプ	[R/B B2F]RCIC ポンプ室	高圧の非常用炉心冷却	RCIC	ポンプ	[R/B B2F]RCIC ポンプ室	
	HPCS		[R/B B2F]HPCS ポンプ室		HPCS		[R/B B2F]HPCS ポンプ室	
残留熱除去	RHR(A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室	残留熱除去	RHR(A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室	
			[R/B 1F]RHR 熱交換器(A)室				[R/B 1F]RHR 熱交換器(A)室	
	RHR(B)		[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室		RHR(B)		[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室	
			[R/B 1F]RHR 熱交換器(B)室				[R/B 1F]RHR 熱交換器(B)室	
低圧の非常用炉心冷却	RHR(A)	ポンプ	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室	低圧の非常用炉心冷却	RHR(A)	ポンプ	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室	
	RHR(B)		[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室		RHR(B)		[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室	
	RHR(C)		[R/B B2F]RHR ポンプ(C)室		RHR(C)		[R/B B2F]RHR ポンプ(C)室	
	LPCS		[R/B B2F]LPCS ポンプ室		LPCS		[R/B B2F]LPCS ポンプ室	
原子炉停止	HCU	ユニット	[R/B 1F]HCU(A)、(B)エリア	原子炉停止	HCU	ユニット	[R/B 1F]HCU(A)、(B)エリア	
	CRD	ポンプ	[R/B B2F]CRD ポンプ室		CRD	ポンプ	[R/B B2F]CRD ポンプ室	
直流電源(充電器)	115V 充電器盤(A)	盤	[R/B B1F]計装用電気品(A)室	直流電源(充電器)	115V 充電器盤(A)	盤	[R/B B1F]計装用電気品(A)室	
	115V 充電器盤(B)、115V 予備充電器盤		[R/B B1F]計装用電気品(B)室		115V 充電器盤(B)、115V 予備充電器盤		[R/B B1F]計装用電気品(B)室	
直流電源(バッテリー)	直流 115V 系蓄電池(A)	バッテリー	[R/B B1F]115V バッテリー(A)室	直流電源(バッテリー)	直流 115V 系蓄電池(A)	バッテリー	[R/B B1F]115V バッテリー(A)室	
	直流 115V 系蓄電池(B)		[R/B B1F]115V バッテリー(B)室		直流 115V 系蓄電池(B)		[R/B B1F]115V バッテリー(B)室	
交流電源(非常用母線)	M/C 1C、P/C 1C	盤	[R/B B2F]非常用電気品(A)室	交流電源(非常用母線)	M/C 1C、P/C 1C	盤	[R/B B2F]非常用電気品(A)室	
	M/C 1D、P/C 1D		[R/B B2F]非常用電気品(B)室		M/C 1D、P/C 1D		[R/B B2F]非常用電気品(B)室	
	M/C 1H		[R/B B1F]非常用電気品(HPCS)室		M/C 1H		[R/B B1F]非常用電気品(HPCS)室	
交流電源(D/G)	D/G(A)	発電機	[R/B 1F]D/G(A)室	交流電源(D/G)	D/G(A)	発電機	[R/B 1F]D/G(A)室	
	D/G(B)		[R/B 1F]D/G(B)室		D/G(B)		[R/B 1F]D/G(B)室	
	D/G(HPCS)		[R/B 1F]HPCS D/G室		D/G(HPCS)		[R/B 1F]HPCS D/G室	
中央制御室		盤	[R/B 2F]中央制御室	中央制御室		盤	[R/B 2F]中央制御室	
燃料プール水補給	FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 2F]FPC ポンプ室	燃料プール水補給	FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 2F]FPC ポンプ室	
			[R/B 3F]FPC 熱交換器室				[R/B 3F]FPC 熱交換器室	
	MUWF	ポンプ	[R/B B2F]MUWF ポンプエリア		MUWF	ポンプ	[R/B B2F]MUWF ポンプエリア	
	MUWC	ポンプ	[T/B B2F]MUWC ポンプエリア		MUWC	ポンプ	[T/B B2F]MUWC ポンプエリア	

修正前

別表-2.3 安全機器等一覧 (2/2)

⊕ (2号機)

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
高圧の非常用炉心冷却	RCIC	ポンプ	[R/B B2F]RCIC ポンプ室
	HPCF(B)		[R/B B2F]HPCF ポンプ(B)室
	HPCF(C)		[R/B B2F]HPCF ポンプ(C)室
残留熱除去、低圧の非常用炉心冷却	RHR(A)	ポンプ	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室
	RHR(B)	熱交換器	[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室
	RHR(C)		[R/B B2F]RHR ポンプ(C)室
原子炉停止	HCU	ユニット	[R/B B2F]西側、東側HCU室
	FMCRD	盤	[R/B 4F]北側、南側FMCRD 制御盤室
直流電源(充電器)	115V 非常用充電器盤(A)	盤	[R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅰ)
	115V 非常用充電器盤(B)、 115V 予備充電器盤(A)・(B)		[R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅱ)
	115V 非常用充電器盤(C)		[R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅲ)
	115V 予備充電器盤(C)・(D)		[R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅳ)
直流電源(バッテリー)	115V バッテリー区分Ⅰ	バッテリー	[R/B B1F]115V バッテリー室(区分Ⅰ)
	115V バッテリー区分Ⅱ		[R/B B1F]115V バッテリー室(区分Ⅱ)
	115V バッテリー区分Ⅲ		[R/B B1F]115V バッテリー室(区分Ⅲ)
交流電源(非常用母線)	M/C 2C、P/C 2C1	盤	[R/B 1F]非常用電気品(A)室
	M/C 2D、P/C 2D1		[R/B 1F]非常用電気品(B)室
	M/C 2E、P/C 2E1		[R/B 1F]非常用電気品(C)室
交流電源(D/G)	D/G(A)	発電機	[R/B 2F]D/G(A)室
	D/G(B)		[R/B 2F]D/G(B)室
	D/G(C)		[R/B 2F]D/G(C)室
中央制御室		盤	[R/B 2F]中央制御室
燃料プール水補給	FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 3F]FPC ポンプ室、FPC 熱交換器室
	SPCU	ポンプ	[R/B B2F]SPCU ポンプ室
	MUWC	ポンプ	[R/B B2F]MUWC ポンプ室

修正後

別表-2.5 安全機器等一覧 (2/2)

(2号機)

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
高圧の非常用炉心冷却	RCIC	ポンプ	[R/B B2F]RCIC ポンプ室
	HPCF(B)		[R/B B2F]HPCF ポンプ(B)室
	HPCF(C)		[R/B B2F]HPCF ポンプ(C)室
残留熱除去、低圧の非常用炉心冷却	RHR(A)	ポンプ	[R/B B2F]RHR ポンプ(A)室
	RHR(B)	熱交換器	[R/B B2F]RHR ポンプ(B)室
	RHR(C)		[R/B B2F]RHR ポンプ(C)室
原子炉停止	HCU	ユニット	[R/B B2F]西側、東側HCU室
	FMCRD	盤	[R/B 4F]北側、南側FMCRD 制御盤室
直流電源(充電器)	115V 非常用充電器盤(A)	盤	[R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅰ)
	115V 非常用充電器盤(B)、 115V 予備充電器盤(A)・(B)		[R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅱ)
	115V 非常用充電器盤(C)		[R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅲ)
	115V 予備充電器盤(C)・(D)		[R/B B1F]計装用電気品室(区分Ⅳ)
直流電源(バッテリー)	115V バッテリー区分Ⅰ	バッテリー	[R/B B1F]115V バッテリー室(区分Ⅰ)
	115V バッテリー区分Ⅱ		[R/B B1F]115V バッテリー室(区分Ⅱ)
	115V バッテリー区分Ⅲ		[R/B B1F]115V バッテリー室(区分Ⅲ)
交流電源(非常用母線)	M/C 2C、P/C 2C1	盤	[R/B 1F]非常用電気品(A)室
	M/C 2D、P/C 2D1		[R/B 1F]非常用電気品(B)室
	M/C 2E、P/C 2E1		[R/B 1F]非常用電気品(C)室
交流電源(D/G)	D/G(A)	発電機	[R/B 2F]D/G(A)室
	D/G(B)		[R/B 2F]D/G(B)室
	D/G(C)		[R/B 2F]D/G(C)室
中央制御室		盤	[R/B 2F]中央制御室
燃料プール水補給	FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 3F]FPC ポンプ室、FPC 熱交換器室
	SPCU	ポンプ	[R/B B2F]SPCU ポンプ室
	MUWC	ポンプ	[R/B B2F]MUWC ポンプ室

備考

別表番号の変更

修正前	修正後	備考																										
<p style="text-align: right;">様式 7</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">警戒事態該当事象連絡</div> <p style="margin-left: 200px;">連絡者名 _____</p> <p style="margin-left: 200px;">連絡先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>志賀原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/>AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/>AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/>AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/>AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/>AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/>外的な事象による原子力施設への影響 (震度 6 弱以上の地震、大津波警報発表、設計基準を超える外部事象) </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発生した警戒事態該当事象の概要</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状況 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: μGy/h→ μGy/h、No.) </td> </tr> <tr> <td> その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報 </td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	警戒事態該当事象の発生箇所	志賀原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (震度 6 弱以上の地震、大津波警報発表、設計基準を超える外部事象)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()	発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状況 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: μGy/h→ μGy/h、No.)	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	<p style="text-align: right;">様式 7</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">警戒事態該当事象連絡</div> <p style="margin-left: 200px;">連絡者名 _____</p> <p style="margin-left: 200px;">連絡先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>志賀原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/>AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/>AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/>AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/>AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/>AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/>外的な事象による原子力施設への影響 (震度 6 弱以上の地震、大津波警報発表、設計基準を超える外部事象) </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発生した警戒事態該当事象の概要</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状況 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: μGy/h→ μGy/h、No.) </td> </tr> <tr> <td> その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報 </td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。 (参考) 計測震度計(1号機原子炉建屋地下 2 階)とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 志賀 1 号機 水平方向 (EL+23.3m) : 505 gal 以下、水平方向 (EL-1.0m) : 190 gal 以下、鉛直方向 (EL-1.0m) : 185 gal 以下 志賀 2 号機 水平方向 (EL+32.5m) : 505 gal 以下、水平方向 (EL+0.8m) : 185 gal 以下、鉛直方向 (EL+0.8m) : 185 gal 以下</p>	原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	警戒事態該当事象の発生箇所	志賀原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (震度 6 弱以上の地震、大津波警報発表、設計基準を超える外部事象)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()	発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状況 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: μGy/h→ μGy/h、No.)	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	<p>原子力規制庁からの要請による変更 (地震加速度を記載可能なように変更、トリップ値を追記)</p>
原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所																											
警戒事態該当事象の発生箇所	志賀原子力発電所 号機																											
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																											
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (震度 6 弱以上の地震、大津波警報発表、設計基準を超える外部事象)																											
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()																										
発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状況 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: μGy/h→ μGy/h、No.)																											
	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																											
原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所																											
警戒事態該当事象の発生箇所	志賀原子力発電所 号機																											
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																											
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (震度 6 弱以上の地震、大津波警報発表、設計基準を超える外部事象)																											
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()																										
発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状況 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値: μGy/h→ μGy/h、No.)																											
	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																											

修正前	修正後	備考																																
<p style="text-align: right;">様式 8</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">連絡者名 _____</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">連絡先 _____</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>志賀原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類 (注 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table>	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 _____		連絡先 _____	原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	志賀原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	警戒事態該当事象の種類 (注 1)		発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)	その他の事項の対応 (注 3)		<p style="text-align: right;">様式 8</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">連絡者名 _____</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">連絡先 _____</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>志賀原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類 (注 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 4)</td> <td></td> </tr> </table>	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 _____		連絡先 _____	原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	志賀原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	警戒事態該当事象の種類 (注 1)		発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要)	その他の事項の対応 (注 4)		<p>原子力規制庁からの要請による変更 (地震加速度を記載可能なように変更、トリップ値を追記)</p>
警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 _____																																	
	連絡先 _____																																	
原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所																																	
警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	志賀原子力発電所 号機																																	
警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																																	
警戒事態該当事象の種類 (注 1)																																		
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)																																	
その他の事項の対応 (注 3)																																		
警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 _____																																	
	連絡先 _____																																	
原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所																																	
警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	志賀原子力発電所 号機																																	
警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																																	
警戒事態該当事象の種類 (注 1)																																		
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要)																																	
その他の事項の対応 (注 4)																																		
<p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。</p> <p>(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。</p> <p>(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注 3) <u>当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、計測震度計の加速度 gal 数 (水平方向、鉛直方向) を記入する。</u></p> <p>(注 4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p>(参考) <u>計測震度計 (1 号機原子炉建屋地下 2 階) とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。</u></p> <p>志賀 1 号機 水平方向 (EL+28.3m) : 505 gal 以下、水平方向 (EL-1.0m) : 190 gal 以下、鉛直方向 (EL-1.0m) : 185 gal 以下</p> <p>志賀 2 号機 水平方向 (EL+32.5m) : 505 gal 以下、水平方向 (EL+0.8m) : 185 gal 以下、鉛直方向 (EL+0.8m) : 185 gal 以下</p>																																	

修正前	修正後	備 考				
<p style="text-align: right;">様式 9</p> <p style="text-align: center;">特定事象発生通報（原子炉施設）</p> <p style="text-align: right;">（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長、富山県知事 殿</p> <p><input type="checkbox"/>第10条事象発生 通報者名</p> <p><input type="checkbox"/>第15条事象発生 連絡先</p> <p>第10条通報</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 石川県羽咋郡志賀町赤住1番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所</p> <p>特定事象の発生箇所 志賀原子力発電所 号機</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> </td> </tr> </table> <p>想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状況 作動なし、作動あり（自動、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり（ cps→ cps） モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり（最大値： μGy/h→ μGy/h、Na ）</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>	<p style="text-align: right;">様式 9</p> <p style="text-align: center;">特定事象発生通報（原子炉施設）</p> <p style="text-align: right;">（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長、富山県知事 殿</p> <p><input type="checkbox"/>第10条事象発生 通報者名</p> <p><input type="checkbox"/>第15条事象発生 連絡先</p> <p>第10条通報</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 石川県羽咋郡志賀町赤住1番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所</p> <p>特定事象の発生箇所 志賀原子力発電所 号機</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> </td> </tr> </table> <p>想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状況 作動なし、作動あり（自動、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり（ cps→ cps） モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり（最大値： μGy/h→ μGy/h、Na ）</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p style="color: red;">(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上*の地震が発生した場合) ※当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず計測震度計による観測地震加速度を記入する。 計測震度計による観測地震加速度(発生日時： 年 月 日 時 分頃(24時間表示)) 確認中、検知なし、検知あり(水平方向： gal、鉛直方向： gal)</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (参考) 計測震度計(1号機原子炉建屋地下2階)とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 志賀1号機 水平方向(EL+28.3m)：505 gal以下、水平方向(EL-1.6m)：180 gal以下、鉛直方向(EL-1.6m)：185 gal以下 志賀2号機 水平方向(EL+32.5m)：505 gal以下、水平方向(EL+0.8m)：185 gal以下、鉛直方向(EL+0.8m)：185 gal以下</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>	<p>原子力規制庁からの要請による変更(地震加速度を記載可能なように変更、トリップ値を追記)</p>
<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>					
<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失</p> <p>□SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE28 炉心損傷の検出</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)</p> <p>*□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>*□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>					

修正前	修正後	備考																												
<p style="text-align: center;">様式 11 (1 / 2)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要 (原子炉施設) (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長、富山県知事 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第 2 5 条 報 告</div> <p style="text-align: right;">報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>志賀原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 3)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	特定事象の発生箇所 (注 1)	志賀原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	特定事象の種類 (注 1)		発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)	※添付の有・無		その他の事項の対応 (注 3)		<p style="text-align: center;">様式 11 (1 / 2)</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要 (原子炉施設) (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、石川県知事、志賀町長、富山県知事 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第 2 5 条 報 告</div> <p style="text-align: right;">報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所 (注 1)</td> <td>志賀原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻 (注 1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24 時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類 (注 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応 (注 4)</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	特定事象の発生箇所 (注 1)	志賀原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)	特定事象の種類 (注 1)		発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要)	※添付の有・無		その他の事項の対応 (注 4)		<p>原子力規制庁からの要請による変更 (地震加速度を記載可能なように変更、トリップ値を追記)</p>
原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所																													
特定事象の発生箇所 (注 1)	志賀原子力発電所 号機																													
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																													
特定事象の種類 (注 1)																														
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)																													
※添付の有・無																														
その他の事項の対応 (注 3)																														
原子力事業所の名称及び場所	石川県羽咋郡志賀町赤住 1 番地 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所																													
特定事象の発生箇所 (注 1)	志賀原子力発電所 号機																													
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)																													
特定事象の種類 (注 1)																														
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要)																													
※添付の有・無																														
その他の事項の対応 (注 4)																														
<p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。</p> <p>(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	<p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。</p> <p>(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。</p> <p>(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。</p> <p>(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、計測震度計の加速度 gal 数 (水平方向、鉛直方向) を記入する。</p> <p>(注 4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p>(参考) 計測震度計 (1 号機原子炉建屋地下 2 階) とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。</p> <p>志賀 1 号機 水平方向 (EL+28.3m) : 505 gal 以下、水平方向 (EL-1.8m) : 180 gal 以下、鉛直方向 (EL-1.8m) : 185 gal 以下</p> <p>志賀 2 号機 水平方向 (EL+32.5m) : 505 gal 以下、水平方向 (EL+0.9m) : 185 gal 以下、鉛直方向 (EL+0.9m) : 185 gal 以下</p>																													